

令和2(2020)年度

奈良県教職員

福利厚生のおしおり

公立学校共済組合奈良支部  
(一財)奈良県教職員互助組合

# 目 次

共済組合と互助組合のしくみ .....	2
掛金と負担金 .....	3
組合員証 .....	4
組合員と被扶養者（扶養家族） .....	5
被扶養者認定に係る必要書類等 .....	6
その他の認定証等 .....	9
組合員資格取得等提出書類一覧 .....	10
請求の時効 .....	10
病気・負傷のとき .....	11
結婚・成人・入学をむかえたとき .....	13
出産したとき .....	14
災害を受けたとき .....	15
交通事故等（第三者加害行為）にあったとき .....	16
公務災害・通勤災害にあったとき .....	16
休職・欠勤したとき .....	17
死亡したとき .....	19
退職したとき .....	20
貸付を受けるとき .....	21
貸付の償還方法 .....	26
健康管理事業 .....	27
教養・文化・レクリエーション事業	
参加事業 .....	30
配布事業 .....	30
相談事業 .....	30
参加・助成事業 .....	31
公益文化事業 .....	34
共済組合の年金制度（公的年金制度） .....	35
退職生業資金と積立年金事業（互助組合） .....	43
「スポーツ施設利用割引」対象施設一覧 .....	44
団体扱契約保険業者一覧 .....	46
物資あっせん指定店一覧 .....	47
公立学校共済組合直営宿泊・保養施設一覧 .....	48
こころの相談室のご案内 .....	50
メンタルサポート事業 .....	51
健康相談事業 .....	52
直営病院（近畿中央病院）のご案内 .....	53
ホテルリガーレ春日野インフォメーション .....	54
共済組合の個人情報保護の取扱いについて .....	55

この「奈良県教職員福利厚生のおしり」に記載される事項は、下記の団体のものです。

「共済組合」…… 公立学校共済組合奈良支部

「互助組合」…… (一財)奈良県教職員互助組合

※県立医科大学等の職員で(一財)奈良県職員互助会の会員の皆様は、奈良県総務部総務厚生センター  
(TEL 0742-27-8353) へお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### 共 済 組 合

〒 630-8502

奈良市登大路町 30

奈良県教育委員会事務局福利課内

公立学校共済組合奈良支部

T E L .

総務企画係 0742-27-9806

保健福祉係 0742-27-9827

給付・年金係 0742-27-9829

F A X . 0742-22-0259

### 互 助 組 合

〒 630-8113

奈良市法蓮町 757 奈良県奈良総合庁舎 2 F

(一財) 奈良県教職員互助組合

T E L . 0 7 4 2 - 2 5 - 3 0 2 0

ごじょトラベル直通 T E L .

0 7 4 2 - 8 1 - 9 1 1 9

F A X . 0 7 4 2 - 2 5 - 3 0 2 1

係 名	内 容	直 通	表 示
総務企画係	共済組合の事業計画及び決算 組合員の掛金（掛金免除等）負担金の徴収 広報誌の発行（福利厚生のおしり・福利なら） 会計年度任用職員の社会保険の手続き 児童手当・財形貯蓄	0742-27-9806	（総務企画）
保健福祉係	健康管理事業（人間ドック・特定健康診査等・各種セミナー等） 一般事業（宿泊施設利用補助・ライフプラン講習会等） 貸付事業（一般・住宅・教育・結婚等）	0742-27-9827	（保健福祉）
給付・年金係	組合員の資格取得及び喪失・異動 被扶養者の認定及び取消 任意継続組合員制度の加入手続き 医療給付・短期給付（出産費・休業給付等） 交通事故等（第三者加害行為）の報告 公務災害（保険証使用）の報告	0742-27-9829	（給 付）
	老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金 退職届書（年金待機者登録） 組合員転入及び転出の届		（年 金）
互助組合	教職員互助組合事業全般	（直通）0742-25-3020	
	旅行窓口（ごじょトラベル）	（直通）0742-81-9119	

# 共済組合と互助組合のしくみ

## 共済組合のしくみ

公立学校共済組合奈良支部

◎ **地方公務員の共済組合制度**  
 共済組合は、相互救済を目的として「地方公務員等共済組合法」に基づき、社会保険制度の一環として設立された団体です。  
 公立学校共済組合は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金により運営され、組合員及びその家族の病気、負傷、出産、休業、災害等の不時の出費に対する給付（短期給付）や、組合員の退職後の生活の安定並びに組合員が死亡したときの遺族の生活安定のための給付（長期給付）、その他に、資金の貸付、健康管理、保養施設の利用補助等の事業（福祉事業）を行っています。

◎ **共済組合の事業**  
 共済組合は、次のような各種事業を行っています。

短期給付事業	長期給付事業	福祉事業
組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付。	組合員の退職・障害・又は死亡に対して年金又は一時金の給付。	人間ドックなどの健康の保持増進事業・保養施設の利用補助・住宅資金の貸付などの事業。

◎ **共済組合の機関**  
 公立学校共済組合本部は、東京都に設置され、各都道府県に支部が設置されています。また、各支部では、運営審議会が設けられ事業運営等の内容を審議し、業務が円滑、かつ適正に行われるよう図られています。

《公立学校共済組合奈良支部組織図》

```

    graph LR
      A[公立学校共済組合本部] --- B[運営審議会]
      A --- C[奈良支部]
      A --- D[各所属所]
      C --- E[支部長]
      E --- F[副支部長]
      F --- G[事務局長]
      G --- H[事務局次長]
      H --- I[総括調整員]
      I --- J[総務企画係]
      I --- K[保健福祉係]
      I --- L[給付・年金係]
    
```

## 互助組合のしくみ

奈良県教職員互助組合

◎ **教職員互助組合のあらまし**  
 一般財団法人奈良県教職員互助組合は、「職員の共済制度に関する条例」（昭和39年3月奈良県条例第33号）に基づいて、教職員の相互共済と福利増進を図り、奈良県教育文化の振興発展に寄与することを目的として設立されました。  
 互助組合は、組合員の掛金等によって運営され、給付事業、貸付事業、福利厚生事業等各種事業を行っています。

◎ **教職員互助組合の事業**  
 給付事業……医療補助金、結婚、出産見舞金、成人、入学、供花料、死亡弔慰金、家族死亡弔慰金、退職生業資金、死亡弔慰金付加金の給付。  
 貸付事業……生活、住宅、災害、物資購入、自動車購入の各貸付。  
 厚生事業……元気回復事業、文化・体育・教養施設推進事業、健康管理事業、ライフプラン事業、公益文化事業  
 収益事業……奈教互グループ共済、団体扱い保険、損害保険代理店事業、旅行業、物資斡旋事業、優待割引事業  
 退職互助部事業……退職互助部大会、会報誌の発行、各種助成事業

◎ **教職員互助組合の機関**  
 教職員互助組合は、理事会を中心に評議員会等で組合員の意向を反映して運営されています。

《（一財）奈良県教職員互助組合組織図》

```

    graph LR
      A[評議員会] --- B[評議員]
      A --- C[奈良県教職員互助組合]
      C --- D[各所属所]
      C --- E[理事会]
      E --- F[理事長]
      F --- G[副理事長]
      G --- H[常務理事]
      H --- I[事務局長]
      I --- J[事務局次長]
      J --- K[係長]
      J --- L[係長]
      K --- M[総務給付係]
      L --- N[事業企画係]
    
```

# 掛金と負担金

## 共済組合の掛金と負担金

### 公立学校共済組合奈良支部

#### ◎ 掛金（保険料）と負担金の割合

公立学校共済組合の3つの事業（短期給付・長期給付・福祉事業）に必要な費用は、「組合員の掛金（保険料）」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。長期給付は、厚生年金保険給付と退職等年金給付のこと。

平成27年10月より総報酬制が導入され、標準報酬月額及び標準期末手当等から掛金（保険料）と負担金を徴収しています。

（単位：千分率）

		費用の区分		令和2年4月～
短	短期給付	掛金	標準報酬月額 標準期末手当等	43.51
		負担金	標準報酬月額 標準期末手当等	43.62
期	介護保険	掛金	標準報酬月額 標準期末手当等	7.49
		負担金	標準報酬月額 標準期末手当等	7.49
長	厚生年金保険給付	保険料	標準報酬月額 標準期末手当等	183.00
		基礎年金公的負担金	標準報酬月額 標準期末手当等	40.0
期	退職等年金給付	掛金	標準報酬月額 標準期末手当等	7.5
		負担金	標準報酬月額 標準期末手当等	7.5
	経過の長期	公務等給付負担金	標準報酬月額 標準期末手当等	0.1033

※75歳以上の方は、後期高齢者となりますが、短期掛金として掛金率3.45を徴収します。

※介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が給与から控除されます。

※70歳以上の方は、厚生年金保険料の負担はありません。

資格取得月に資格を喪失しても一ヶ月分の掛金を徴収することになります。

- ① 短期給付の率には、福祉事業にかかる財源率（1.41）が含まれています。また、地方公共団体が負担する育児休業手当金、介護休業手当金の公的負担金率も含まれています。
- ② 厚生年金保険料の率は、183.00/1,000です。なお、この率は、掛金（保険料）分と負担金分を合わせた率です。また、厚生年金保険の基礎年金公的負担金は、全額地方公共団体の負担です。
- ③ 経過の長期の公務等給付負担金は、旧職域年金給付部分であり全額地方公共団体の負担です。
- ④ 職員引継一般地方独立行政法人の短期負担金率については、43.51/1,000です。
- ⑤ 任意継続組合員の掛金率は、短期任意継続掛金率 84.20/1,000、介護任意継続掛金率 14.98/1,000です。

#### ◎ 算定の基礎となる標準報酬月額及び標準期末手当等の額

給与分の掛金（保険料）・負担金は、毎月の初日における標準報酬月額により算定します。

賞与分の掛金（保険料）・負担金は、期末手当等が支給される月の標準期末手当等の総額により算定します。

（単位：円）

最低限度額 （標準報酬月額）		短 期	98,000
		長 期	88,000
最高限度額	短 期	標準報酬月額	1,390,000
		標準期末手当等	5,730,000
	長 期	標準報酬月額	620,000 (令和2年9月から65万円の予定)
		標準期末手当等	1,500,000

- 長期には、厚生年金保険・退職等年金・経過の長期を含む。
- 短期給付の期末手当等に係る掛金（保険料）・負担金の最高限度額は、年度の累計額により算定します。

## 互助組合の掛金と負担金

### 奈良県教職員互助組合

#### ◎ 教職員互助組合の掛金

掛 金 率 等	算 定 基 礎
$\frac{8}{1,000} + 1,000 \text{ 円}$ （特別掛金均等額）	給料月額（教職調整額等を含む）

※特別掛金均等額とは、積立年金事業の組合員拠出金となります。（P.43 参照）

# 組合員証

## 共済組合の組合員証等

### 公立学校共済組合奈良支部

#### ◎ 組合員とその家族の資格証明書

新しく組合員になると届出により「組合員証」が交付されます。組合員証は、組合員の資格を証明するもので、病気やケガなどで保険医療機関又は保険薬局で診療を受けるときなどに必要なものですから大切に保管してください。

なお、家族については、組合員からの届出を共済組合が受理し、被扶養者の認定をすることにより「被扶養者証」を交付します。

#### ◎ 紛失したときなどの届出

共済組合への届出事項に変更（氏名、住所、被扶養者の異動など）が生じたり、破損や紛失したときなどは、すみやかに共済組合に届けてください。

#### ◎ 組合員証の手続き

事 由	手 続
組合員証等をなくしたり、破損したり、余白がなくなったとき	組合員証等再交付申請書により申請 (破損などの場合は組合員証等添付)
組合員の氏名又は被扶養者の氏名に変更があったとき	組合員証等記載事項変更申告書に変更する 組合員証及び被扶養者証を添付して申告
組合員及び被扶養者の住所に変更があったとき	組合員証等記載事項変更申告書のみ申告
出生・死亡・就職・結婚・所得超過などで、被扶養者に異動があったとき	被扶養者申告書により申告
組合員の資格を失ったとき	組合員異動報告書に組合員証等を添付してす みやかに報告
組合員の資格を喪失をし、任意継続組合員となることを希望するとき	任意継続組合員資格取得申出書により申請

## 互助組合の組合員証

### 奈良県教職員互助組合

#### ◎ 教職員互助組合の組合員証

教職員互助組合は新しく組合員になると「互助組合員証」が交付されます。この「互助組合員証」は、各種割引利用や事業の参加等の際し、提示が必要な場合があります。

# 組合員と被扶養者（扶養家族）

## 共済組合の組合員と被扶養者

公立学校共済組合奈良支部

◎ **組合員資格得喪** ……………（提出書類 P.10 参照）

《資格の取得》  
地方公共団体の職員となった人は、その職員となった日から、本人の意思にかかわらず、共済組合の組合員になります。また、いわゆる臨時職員も、一定の条件を満たしたときから、組合員の資格を取得します。

《資格の喪失》  
組合員が退職又は死亡したときは、その翌日から組合員の資格を失います。ただし、退職したあとも、引き続き元の共済組合の組合員として、その資格を一定期間継続できる制度(※)もあります。  
※任意継続組合員

◎ **被扶養者（扶養家族）** ……………（提出書類 P. 6・7 参照）  
組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計を維持している人は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。（75歳未満に限る）

1. 被扶養者として認められる人

① 組合員と同居していなくても認められる人

◇配偶者（内縁関係を含む）

◇子・孫

◇兄・弟・姉・妹

◇父母・祖父母

}  の  
範囲内の人  
に限る

② 組合員と同一世帯でなければ認められない人

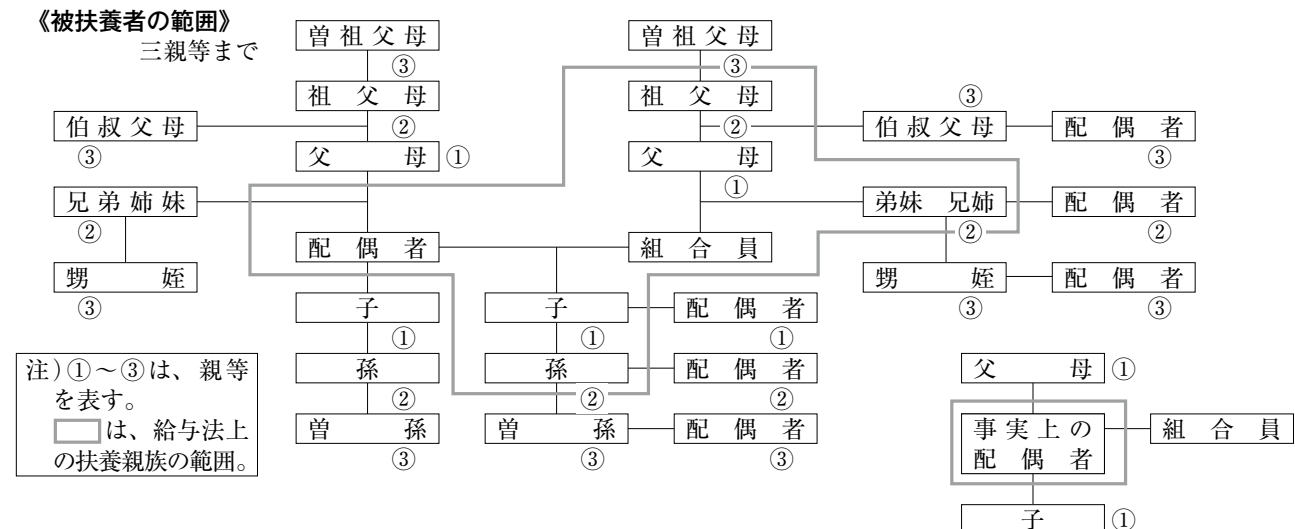
◇左記以外の三親等以内の親族

◇組合員の内縁の配偶者の父母及び子  
（その配偶者の死亡後も同じ）

※平成28年10月1日より、兄弟について、組合員と同一世帯要件が廃止されました。

2. 被扶養者として認められない人

- ① 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者である者。
- ② 当該組合員以外の者が、扶養手当又はこれに相当する手当を国・地方公共団体・その他から受けている者。
- ③ 組合員が他の人と共同して扶養しているときで、社会通念上、組合員が主たる扶養義務者でない者。
- ④ P.8の「7. 被扶養者認定における前提条件」及び「8. 被扶養者の収入に係る認定基準」を満たしていない者。



## 互助組合の組合員と被扶養者

奈良県教職員互助組合

◎ **教職員互助組合の組合員**  
教職員互助組合の「組合員」は公立学校及び県教育委員会に勤務する職員（臨時職員を含む）で公立学校共済組合員の資格を有した日から資格を取得し退職または死亡した翌日に資格を喪失します。

◎ **教職員互助組合の被扶養者（扶養家族）**  
教職員互助組合の被扶養者とは、共済組合の被扶養者として認定を受けている者をいいます。

# 被扶養者認定に係る必要書類等

〈普通認定〉（扶養手当の認定を受けられる者）

被扶養者申告書に、扶養手当の申請に提出する書類の写しを添付してください。

また、これと重複しない以下の書類についても必要です。

（高校生以下は不要ですが、扶養替えの場合は一部の書類の写しを求めることがあります。）

〈特別認定〉（扶養手当の認定を受けられない者）

被扶養者申告書に、以下の書類を添付してください。

1. 戸籍謄本（扶養手当を受けられる者は不要ですが、住民票を取得していればその写し）
2. 取得証明書又は非課税証明書（扶養手当を受けられる者は、取得していれば写しを添付）
3. 事実発生日が確認できる書類

認定理由	状況	必要書類
退職 （※1）	雇用保険加入	雇用保険被保険者離職票（1,2）の写し又は退職を証明する書類の写し若しくは資格喪失証明書
	雇用保険未加入	退職を証明する書類の写し若しくは資格喪失証明書及び直近の給与明細書の写し
雇用保険受給終了		雇用保険受給資格者証（1,3面）の写し
収入減 （※2）	雇用契約変更	雇用形態及び給与支払見込証明書等
	雇用形態不確定	認定基準月額を満たした直近3か月分の給与明細書の写し及び雇用形態及び給与支払見込証明書等
	事業等	直近の確定申告書等一式の写し
		廃業のときはそれを証する書類の写し
	年金	減額されたことが確認できる書類の写し 個人年金など終了が確認できる書類の写し
株等の譲渡、配当	確定申告書及び明細書、付表など 確定申告不要の場合は年間取引報告書 配当は振込明細書	
結婚	無職	家族の被扶養者となっていた場合、資格喪失証明書
	入籍前1年以内に退職歴があるとき	雇用保険の受給等確認できる書類の写し
扶養替え		資格喪失証明書（当支部間は不要）
	配偶者の死亡による扶養替え	資格喪失証明書（当支部間は不要）及び遺族年金の試算書など

※1 退職のとき、雇用保険の情報は重要です。

基本手当日額が3,612円以上あれば、支給期間の初日から認定要件を欠くことになります。

受給可能であるのに受給しないという場合は、離職票の原本を所属で保管ください。

雇用保険未加入者は、直近の給与明細書の写しをもって確認します。

※2 確定申告で経費とする租税公課、減価償却費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、賃倒金、利子割引料、専従者控除等（場合により、旅費交通費、リース料などの雑費）は、所得税では控除が認められても被扶養者認定では控除を認めないため収入扱いとなります。

個人年金など公的年金以外のその他の年金については、振込額が収入になります。



4. 事実発生日以後収入がある場合（上記3と重複する書類は除く）

種類	必要書類
給与収入	雇用形態及び給与支払見込証明等
事業所得等	直近の確定申告書等の写し（提出書類すべて）
株等の譲渡、配当	確定申告書及び明細書、付表など 確定申告不要の場合は年間取引報告書、配当は振込明細書
公的年金収入	直近の年金改定通知又は振込通知の写し
	年内に受給開始のときは年金試算書
その他の年金収入	振込日振込額の確認できる書類の写し（今後の予定を含む）

※課税、非課税ではなく、すべての収入が対象です。（傷病手当金・遺族・障害年金・交通費なども収入扱い）

5. 該当する場合に必要な書類

状況	必要書類
認定対象者が 組合員の配偶者	国民年金第3号被保険者資格取得届 ※60歳誕生日前日の属する月の前月までの認定のとき
認定対象者に 配偶者がいるとき	左記2及び4の書類 ※認定対象者でなくても必要。（組合員の配偶者であれば不要）
認定対象者が 国民健康保険加入中	国民健康保険証の写し
認定対象者が 任意継続保健加入	資格喪失証明書 ※加入中は認定できません。
認定対象者が 学生	在学証明書 ※場合によるため、取得前に当支部へ確認ください。
認定対象者が 海外から帰国	住民票を抜いていたときは住民票 住民票そのままのときはパスポートの身分事項ページと帰国スタンプ のページの写し
認定対象者が 所得税法上の扶養控除対象	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の写し ※扶養手当が受けられる者は不要
認定対象者の扶養義務者が 組合員の他にもいるとき	扶養していない証明書（扶養に関する証明書、扶養に関する協議書）、 住民票、源泉徴収票の写しなど ※場合によるため、取得前に当支部へ確認ください。
認定対象者を 夫妻共同で扶養	双方の源泉徴収票の写し又は所得証明書 ※夫妻共働きで子を認定するときなど（共に公立の場合は不要）
認定対象者が 同一世帯要件対象者	住民票（世帯全員、続柄記載のもの） ※義父母、兄姉など
認定対象者が 配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 生計維持に関する申立書
認定対象者が 組合員と別居	別居被扶養者に係る送金報告書 ※平成27年2月17日付け公立奈良第284号参照
認定対象者が 配偶者又は子以外	被扶養者認定における確認書 ※場合によるため、当支部に確認ください。

※ただし、このほかにも書類を求めることがあります。

## 6. マイナンバー（個人番号）記入様式

所属所に送付している専用封筒により簡易書留で送付してください。  
(専用封筒には、記入様式以外の書類を同封しないでください。)

## 7. 被扶養者認定における前提条件

- ①認定対象者が組合員と一定の身分関係にあること。
- ②組合員の収入により、認定対象者に係る生計費（食費、水道・光熱費、住居費、家事用品費、通信費など）の大部分を支出している（これからする）状況にあること。  
また、組合員の収入で、その認定対象者を含めすべての被扶養者の生計維持ができること。
- ③組合員は、認定対象者の収入状況など正確に把握していること。

## 8. 被扶養者の収入に係る認定基準

- ①認定基準年額：130万円未満（障害を支給事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金者については、180万円未満。）  
※ここでの年額とは、どの月からも向こう12か月をいいます。
  - ②認定基準月額：108,334円未満（この額以上の収入が3か月連続する場合や下回る見込みのない場合は認定できません。）
  - ③認定基準日額：3,612円未満（雇用保険）
- ☆父母などは夫婦合算で認定基準を立てることもありますが、組合員が生計を維持しているかどうかは先の要件であるため、基本的には組合員の収入と両親の収入から生計費負担のバランスをみて、認定の可否を判断します。  
また、収入が範囲内であっても、組合員による生計維持関係を当共済組合が認めることができなければ、認定することはできません。

## 9. 新規認定手続き

組合員からの届出が、扶養の事実発生日から30日以内に所属所長が「被扶養者申告書」を受理すれば事実発生日から、30日を過ぎた場合は届出を受理した日からとなります。

受理とは、届出内容が有効なものとして受領することですので、内容を裏付ける添付書類のない届出については、これに該当しません。また、当共済組合への提出は、受理日から一週間以内をお願いします。

# その他の認定証等

## 公立学校共済組合奈良支部

### 1 限度額適用認定証 (p.12・13「高額療養費」参照)

医療機関等で高額な費用を支払わなければならないとき、「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での負担額を自己負担限度額までにとどめることができます。

○自己負担限度額

標準報酬月額	自己負担限度額
83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 【多数回該当 140,100円】
53万円～83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 【多数回該当 93,000円】
28万円～53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 【多数回該当 44,400円】
28万円未満	57,600円 【多数回該当 44,400円】
住民税非課税	35,400円 【多数回該当 24,600円】

※【 】は、過去12か月以内に高額療養費が給付された月数が3か月以上ある場合の自己負担額

### 2 限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関等で高額な費用を支払わなければならない場合で、組合員の市町村民税が非課税となった場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の食事代(標準負担額)が1食につき210円に減額されます。また、交付を受けた方で申請月以前の12か月以内の入院日数が90日を越える場合は、長期該当者として標準負担額が1食につき160円に減額されます。

### 3 特定疾病療養受療証 (p.12「高額療養費」(4)参照)

長期間にわたって著しく高額な医療費が必要となる疾病について、治療を受ける際に「特定疾病療養受療証」を医療機関等に提示することで、窓口での負担額を自己負担限度額までにとどめることができます。

○対象となる疾病

- ① 人工腎臓(人工透析治療)を実施している慢性腎不全
- ② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(血友病)
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する治療を受けている人に限る。)

○自己負担限度額

- ・標準報酬月額530,000円以上で疾病が上記①の場合…20,000円
- ・上記以外の場合…10,000円

### 4 高齢受給者証

70歳から74歳までの組合員又は被扶養者(高齢受給者)について、70歳の誕生月の翌月の初日(誕生日が月の初日の場合はその月の初日)から75歳の誕生日の前日までの医療費の負担割合が下記のとおりとなっています。

高齢受給者となる方には、当共済組合から医療費の負担割合を記載した「高齢受給者証」を交付しますので、受診される場合は組合員証等と共に医療機関等に提示してください。

○医療費の負担割合

- ・70歳以上の方…2割負担
- ただし、組合員が70歳以上で現役並所得者であれば3割

○自己負担限度額

- 外来：18,000円 入院：57,600円 年間上限：144,000円
- 3割負担者は、上記1 限度額適用認定証のとおり

※1～3の証の交付については、所属所を経由して当共済組合に申請してください。

※1の申請書は所属所にありますので、所属所の事務ご担当者にお声かけいただくか、公立学校共済組合奈良支部ホームページ(手続きナビ→治療をうける際の手続き→限度額適用認定証に関する手続き)からダウンロードしてご使用ください。

※2、3については、当共済組合から申請書類を送付しますのでお問い合わせください。

# 組合員資格取得等提出書類一覧(参考)

## 公立学校共済組合奈良支部

◎ 組合員の資格取得・喪失・異動の提出書類													
提出書類		資格取得届書	年金加入期間等報告書	転入届書	採用辞令の写し	期限付臨時任用職員調書	異動報告書	転出届書	組合員証	退職届書	年金請求書	備考	
項目													
資格取得関係	新規採用職員	○	○	※	※								退職後期間が空いて任用となった再任用職員(フルタイム勤務)を含む
	任期付採用職員及び臨時的任用職員	○	○	※	○	※							
	他府県支部から転入	○	○	○	※				元府県の証原本				
	他の共済組合から転入	○	○	○	※				元共済の証写し				
異動関係	任命後・引き続き任期付採用職員及び臨時的任用職員				○		○						
	奈良支部内の所属所異動						○						新所属から報告
	退職後期間が空いて再任用された者(フルタイム勤務)	○	○		○								〃
	支部内の所属異動で給与支弁者が変わった者				○		○		○				〃
	休職した者						○						期間明記のこと
資格喪失関係	退職・死亡・任期付採用職員及び臨時的任用職員で期限切れの者						○		○	☆ ○	※		組合員証返還
	他府県支部への転出						○	○	転出先支部へ				〃
	他の共済組合への転出						○	○	○				〃

(注) ※印は、該当者のみ提出してください。  
☆印は、年金請求者は不要です。

## 請求の時効

公立学校共済組合奈良支部		奈良県教職員互助組合	
長期給付	5年間	事業全般	3年間
短期給付	2年間		
福祉事業	当該年度		

# 病気・負傷のとき (給付 互助組合)

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
組合員の病気、負傷のとき	<p>【項目名】療養の給付(公務・高齢受給者を除く)</p> <p>【支給額】療養に要する費用の70/100</p> <p>【請求手続】医療機関へ組合員証提示 ※共済組合が医療機関に支払う</p>	<p>【項目名】医療補助金(被扶養者)</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 自己負担額から共済組合の家族療養費附加金を差し引いた額(1,000円以上)の1/2の額とし、1,000円を限度とする。 (100円未満の端数は、切り捨て)</p> <p>(2) 他の法令(条例)により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その額を控除した金額を自己負担額として上記(1)により算出した額とする。</p> <p>【請求手続】自動給付 ※共済組合未加入者は請求 ※6か月ごと(毎年9月と3月)の給付となります</p>
被扶養者が病気、負傷のとき	<p>【項目名】家族療養の給付</p> <p>【支給額】義務教育就学以上70歳未満…療養に要する費用の70/100 義務教育就学前・70歳以上…療養に要する費用の80/100</p> <p>【請求手続】医療機関へ組合員証提示 ※共済組合が医療機関に支払う ※高齢受給者現役並所得者の療養の給付・家族療養の給付は、療養に要する費用の70/100</p>	<p>【項目名】療養見舞金 組合員が傷病により、自宅療養したとき ※公務傷病を含む</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 自宅療養15日以上の特休者…10,000円 (2) 自宅療養30日以上の特休者…30,000円 (同一疾病は、一年度内1回限り) ※ただし、入院前後の自宅療養者及び入院援助金受給者は除く。</p> <p>【請求手続】「療養見舞金請求書」 ① 医師の診断書の写 ② 特別休暇願の写</p>
1か月の窓口負担が25,000円を超えたとき	<p>【項目名】一部負担金払戻金 家族療養費附加金</p> <p>【支給額】診療報酬明細書により自己負担額を算出し、下記の額を控除した額。 (100円未満の端数切り捨て) ① 一般所得区分(標準報酬月額53万円未満)該当者 25,000円 ② 上位所得区分(標準報酬月額53万円以上)該当者 50,000円</p> <p>【請求手続】自動給付</p>	<p>【項目名】療養見舞金請求書」</p> <p>① 医師の診断書の写 ② 特別休暇願の写</p>
組合員が療養のため1日以上入院したとき		<p>【項目名】入院援助金(組合員及び被扶養者)</p> <p>【支給額】入院の初日から1日につき1,000円</p> <p>【請求手続】自動給付 ※公務災害による入院及び共済組合未加入者は請求 ※共済組合で認定されている被扶養者のうち、自費入院の被扶養者、又は共済組合非加入組合員の被扶養者は請求 ※後期高齢者医療制度該当者は請求 「入院援助金請求」 ① 入院期間が記載されている書類(診断書又は支払明細領収書の写し) ② 扶養関係が判る公的な書類 ※1か月単位で請求</p>
緊急等で組合員証を使用できなかったとき 〔下記(1)~(4)〕	<p>【項目名】療養費(組合員) (共済組合がやむを得ないと認めるとき等)</p> <p>【支給額】共済組合で算出した下記(1)~(4)の医療費及び経費の70/100に相当する額。</p> <p>【請求手続】「療養費請求書」 下記(1)~(4)の書類を添付のうえ請求</p> <hr/> <p>【項目名】家族療養費(被扶養者) (共済組合がやむを得ないと認めるとき等)</p> <p>【支給額】共済組合で算出した医療費及び経費の義務教育就学以上70歳未満…70/100に相当する額 義務教育就学前…80/100に相当する額 高齢受給者…80/100 (現役並所得者は70/100)</p> <p>【請求手続】「家族療養費請求書」 次頁(1)~(4)の書類を添付のうえ請求</p>	

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
(1) 一般医療を受けたとき	【請求手続】「診療報酬領収済明細書」・「領収書」	
(2) コルセット等治療装具を購入し装着したとき	<b>【請求手続】「領収書」及び「医師の意見書」「装具装着証明書」</b> ※療養費の支給額は、障害者自立支援法で定められた購入基準の106/100に相当する額を基準に算定するように定められていますが、実際の購入費用が購入基準よりも低い場合は実際の購入額を用います。 ※小児弱視等の治療用眼鏡、四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣などの再購入については、支給要件に装着期間の定めがあります。詳しくはお問い合わせください。	
(3) はり、きゅう、マッサージを受けたとき	慢性病（主に神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症）で、医師による適当な治療手段のないものが対象。 <b>【請求手続】「医師の同意書」又は「診断書」「診療報酬領収済明細書」</b> ※請求は1か月毎に行うこと	
(4) 生血を求めたとき  (保存血が得られないか、又は必要があった生血を求めた場合)	<b>【支給額】</b> 生血の費用 (療養費の支給基準による額) <b>【請求手続】</b> 領収書等の証拠書類	
治療上必要であり、医師の指示により移送されたとき	<b>【項目名】</b> 移送費 家族移送費 <b>【支給額】</b> 移送料（移送に要した費用） <b>【請求手続】</b> 共済組合の承認を受けること 「移送費（家族移送費）請求書」 「移送に要した費用の領収書」	
高額の自己負担額があったとき	<b>【項目名】</b> 高額療養費 (高齢受給者のうち2割負担者を除く) <b>【支給額】</b> (1) 同一医療機関における1か月の自己負担額が次の額を超えた場合に超えた額を支給。 ①標準報酬月額28万円未満 57,600円 ②標準報酬月額28万円以上53万円未満 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ ③標準報酬月額53万円以上83万円未満 $167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$ ④標準報酬月額83万円以上 $252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$ (2) 過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けたときは、4回目以降は次の額を超えた場合に超えた額を支給。 ①標準報酬月額53万円未満…44,400円 ②標準報酬月額53万円以上83万円未満…93,000円 ③標準報酬月額83万円以上…140,100円 (3) 同一世帯で1か月に21,000円以上の医療費を複数支払った場合は、それぞれの医療費を合算し、(1)または(2)をあてはめて算出した額を支給。 (4) 傷病名が血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(厚生労働大臣が定めるものに限る)で共済組合へ申請をし、認定された場合は月額10,000円又は20,000円を超えた額を支給。 <b>【請求手続】</b> 自動給付 (4)は現物給付	

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
	<p><b>【項目名】高額療養費の現物給付</b> (70歳未満・70歳以上現役並所得者) 同じ月に一つの医療機関から療養を受けた場合、限度額適用認定証を提示することにより、窓口での支払を自己負担限度額(上記で算出した額)までにとどめることができます。</p> <p><b>【申請手続】限度額適用認定申請書</b> ※限度額適用認定証の提示がなければ、窓口で負担額を支払い、高額療養費は自動給付されます。</p>	

## 結婚・成人・入学をむかえたとき (保健福祉 互助組合)

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
<p>組合員が結婚したとき</p> <p>※再婚・事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む</p>		<p><b>【項目名】結婚祝金</b></p> <p><b>【支給額】</b> 70,000円</p> <p><b>【請求手続】</b> 「結婚祝金請求書」 「婚姻当事者及び婚姻届出年月日を明記した市区町村長の証明書」 (婚姻届受理証明書又は、戸籍抄本)</p>
<p>組合員の子が18歳に達したとき</p>		<p><b>【項目名】成人祝金(18歳)</b></p> <p><b>【支給額】</b> 10,000円</p> <p><b>【請求手続】</b> 共済組合で認定されている被扶養者は自動給付 ※上記以外は請求 「成人祝金請求書」 「戸籍抄本」又は「続柄が記載されている住民票謄本」</p>
<p>組合員の子が入学(小・中学校)したとき</p>		<p><b>【項目名】入学祝金(小学校・中学校)</b></p> <p><b>【支給額】</b> 10,000円</p> <p><b>【請求手続】</b> 「入学祝金請求書」 ※両親とも組合員であるときは両方から請求</p>
<p>組合員及びその子が挙式・披露宴を行ったとき</p>	<p><b>【項目名】ホテルリガーレ春日野婚礼利用補助</b></p> <p><b>【支給額】</b> 施設利用額が70万円未満の場合 組合員1人につき100,000円 施設利用額が70万円以上の場合 組合員1人につき150,000円 ※ただし、婚礼1組に対する上限を300,000円とする</p> <p><b>【請求手続】</b> 「ホテルリガーレ春日野婚礼利用補助申請書」 ※ホテルリガーレ春日野に支払う料金から補助額を控除。別途、各所属所へ4月に通知</p>	

## 出産したとき（給付 互助組合）

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
組合員が出産したとき	<p>【項目名】 出産費</p> <p>【支給額】 404,000 円 （産科医療補償制度加入機関での） （出産は 420,000 円）</p> <p>【請求手続】 「出産費請求書」 「医療機関との直接支払制度に関する契約文書の写し」 「分娩費用の領収・明細書の写し（産科医療補償制度加入機関での出産は、加入機関のスタンプを押したもの）」</p> <p>※1年以上組合員であった者が退職後6か月以内に 出産した場合も支給されます。</p> <p>○医療機関等への直接支払制度を利用するとき 出産貸付を受ける者は直接支払制度を利用できません。 分娩費が404,000円以下の場合、差額を組合員へ給付し、404,000円以上の場合差額を組合員が医療機関へ支払います。 （産科医療補償制度加入機関での出産は420,000円） ※受取代理制度を導入する医療機関等での出産を予定されている方は、事前にご連絡ください。</p>	<p>【項目名】 出産見舞金</p> <p>【支給額】 15,000 円</p> <p>【請求手続】 共済組合への請求により、自動給付 ※共済組合未加入者は請求 「出産見舞金請求書」 「医師等の証明」 とれない場合は「戸籍抄本」又は 「続柄が記載されている住民票謄本」 添付</p>
	<p>【項目名】 出産費附加金</p> <p>【支給額】 50,000 円</p>	<p>【項目名】 絵本配布</p> <p>【支給額】 新生児1名につき絵本2冊</p> <p>【請求手続】 出産見舞金を給付後申請書を該当の組合員へ別途送付します。</p>
	<p>【項目名】 産前産後休業掛金等免除</p> <p>【期 間】 産前産後休業をしている組合員が組合に申出をしたときは、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間掛金が免除される。</p> <p>【請求手続】 「産前産後休業掛金等免除申出書」</p>	
被扶養者である者が出産したとき	<p>【項目名】 家族出産費</p> <p>【支給額】 404,000 円 （産科医療補償制度加入機関での） （出産は 420,000 円）</p> <p>【請求手続】 「家族出産費請求書」 「医療機関との直接支払制度に関する契約文書の写し」 「分娩費用の領収・明細書の写し（産科医療補償制度加入機関での出産は、加入機関のスタンプを押したもの）」</p> <p>○医療機関等への直接支払制度を利用するとき 出産貸付を受ける者は直接支払制度を利用できません。 分娩費が404,000円以下の場合、差額を組合員へ給付し、404,000円以上の場合差額を組合員が医療機関へ支払います。 （産科医療補償制度加入機関での出産は420,000円） ※受取代理制度を導入する医療機関等での出産を予定されている方は、事前にご連絡ください。</p>	<p>【項目名】 出産見舞金</p> <p>【支給額】 15,000 円</p> <p>【請求手続】 共済組合への請求により、自動給付 ※ただし配偶者に限る。</p>
	<p>【項目名】 家族出産費附加金</p> <p>【支給額】 50,000 円</p>	<p>【項目名】 絵本配布</p> <p>【支給額】 新生児1名につき絵本2冊</p> <p>【請求手続】 出産見舞金を給付後申請書を該当の組合員へ別途送付します。</p>



発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
組合員が出産のため欠勤し給料の全部又は一部が支給されないとき	<b>【項目名】</b> 出産手当金 <b>【支給額】</b> 1日につき出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均額×1/22×2/3 (支給期間は98日以内) ※土・日曜日を除く ※給料が一部支給される場合、支給額の調整を行います。	
共済組合で被扶養者として認定されていない配偶者が出産し引き続き育児にあたる時		<b>【項目名】</b> 出産見舞金 <b>【支給額】</b> 15,000円 <b>【請求手続】</b> 「出産見舞金請求書」「医師等の証明」とれない場合は「戸籍抄本」又は「住民票」添付(組合員との続柄が記載のもの)
		<b>【項目名】</b> 絵本配布 <b>【支給額】</b> 新生児1名につき絵本2冊 <b>【請求手続】</b> 出産見舞金を給付後申請書を該当の組合員へ別途送付します。

## 災害を受けたとき (給付 互助組合)

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
住居、家財に災害を受けたとき	◎ 速やかに支部に連絡し、災害調査を受けること。 組合員→所属所→支部 <b>【項目名】</b> 災害見舞金 <b>【支給額】</b> 住居又は家財に1/3以上の損害を受けた場合、災害の程度により $\text{標準報酬月額} \times \left\{ \begin{array}{l} 3\text{月} \\ 2\text{月} \\ 1\text{月} \\ 0.5\text{月} \end{array} \right\}$ <b>【請求手続】</b> 「災害見舞金請求書」、「罹災証明書」、その他	<b>【項目名】</b> 災害見舞金 <b>【支給額】</b> 損害の程度により 30,000円以上150,000円以内 <b>【請求手続】</b> 共済組合への災害見舞金請求により、自動給付 ※共済組合未加入者は速やかに互助組合に連絡し、現地調査を受けた後請求。 「災害見舞金請求書」(罹災証明必要)

※平成27年10月以降、掛金等の算定基準が「手当率制」から「標準報酬制」へ移行することに伴い、災害見舞金は標準報酬月額を用いて給付額を算出することになりました。

# 交通事故等（第三者加害行為）にあったとき（給付）

## 公立学校共済組合奈良支部

### 交通事故等（第三者加害行為）にあったときの組合員証の使用制限について

交通事故などの加害者（第三者）の行為によりケガをしたときの治療費は、全額加害者が負担するべきものですので、原則として組合員証の使用はできません。

しかし、組合員側にも過失があるなど加害者側に治療費を直ちに負担させることが困難な場合には、組合員証を使用することができます。その場合には、必ず共済組合（給付・年金係）に事前に連絡・相談したうえ、速やかに下記の書類を提出してください。

なお、組合員証を使用した場合、共済組合の立て替えた治療費の損害賠償請求権を放棄する内容の示談を結ばれたり、事故報告書等の提出がなければ、組合員から治療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

交通事故等にあつて組合員証を使用する場合、下記の書類が必要です。

- ①事故報告書 ②事故発生状況報告書 ③事故証明書 ④医師の診断書 ⑤損害賠償申告書  
⑥加害者の自動車損害賠償責任保険等加入状況調書 ⑦確約書 ⑧契約書  
⑨加害者との交渉状況報告書 ⑩同意書

※③、④以外は「共済事務のてびき」に原本があります。

※③事故証明書に物件事故と記載されている場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」が別途必要です。

交通事故等にあつて組合員証を使用しない場合でも、その後の事情の変更や後遺症の発生等をやむを得ず組合員証を使用しなければならない場合があるので、事故が発生したら、たとえ全額自費や加害者が支払っても必ず共済組合へ連絡のうえ、下記の書類を提出してください。

- ①事故報告書 ②事故発生状況報告書 ③事故証明書

### 交通事故等（第三者加害行為）にあつたときの注意事項

- 1 小さな事故でも必ず警察に届ける
- 2 相手の確認（氏名、連絡先、相手の自賠責保険、任意保険の保険会社名、契約者、保険証書番号）  
目撃者の確保（氏名、連絡先等々）
- 3 示談は急がず慎重に！
- 4 共済組合に必ず連絡してください。（自損事故や相手が不明でも必ず連絡）
- 5 たいしたケガでないと思っても必ず医師の診断を受ける。（後日、症状が出る場合もあります。）

# 公務災害・通勤災害にあつたとき

公務・通勤に起因する病気、負傷の治療に要した費用等は、原則として地方公務員災害補償基金から補償されますので、公務災害認定請求をしてください。

【手続き問合せ先】 県費支弁者・・・教職員課  
市町村支弁者・・・市町村教育委員会

## 〈組合員証の使用について〉

公務災害・通勤災害 該当が明らかな場合	組合員証を使用して治療を受けることはできません。
公務災害・通勤災害 該当が明らかなでない場合	公務災害認定請求中に組合員証を使用して治療を受けた場合は、「公務災害・通勤災害認定請求中にかかる組合員証使用報告書」を提出してください。 組合員証を使用し、共済組合から一部負担金払戻金の給付後、公務災害に認定された場合は、給付金を返納していただきます。
第三者加害行為の場合 共済組合に連絡をしてください	原則として、組合員証を使用して治療を受けることはできません。通勤途上での交通事故など、第三者加害行為の場合は共済組合へ連絡し、組合員証の使用については、必ず事前に相談のうえ、「事故報告書」を提出することにより組合員証使用が可能になります。組合員証を使用し、「事故報告書」の提出がない場合は、治療費（共済組合負担分）を返納していただきます。

## 休職・欠勤したとき（給付 互助組合）

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
組合員が傷病により勤務に服することができず給料の全部、又は一部が支給されないとき	<p><b>【項目名】</b> 傷病手当金</p> <p><b>【支給額】</b> 1日につき傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額額の平均額×1/22×2/3（1年6か月間支給） ※給料が一部支給される場合は、支給額の調整を行います。</p> <p><b>【請求手続】</b> 「傷病手当金請求書」「傷病手当金請求書添付書類」「辞令書の写し」「診断書の写し」「出勤簿の写し」 ※初回請求時に「傷病手当金試算シート」「給与明細書の写し」 ※1ヵ月単位で請求</p> <p>〈退職後の傷病手当金について〉 支給要件を満たせば、傷病手当金を受けることができます。詳しくはお問合せください。</p>	<p><b>【項目名】</b> 休業者等補助金 育児休業をとったとき</p> <p><b>【支給額】</b> 休業期間中の互助組合の掛金相当額を補助（請求不要）</p> <p><b>【請求書類】</b> ①休業又は休暇に入った時「休業等届出書」 ②休業（休暇）期間が変更又は終了した時「期間終了・延長届出書」</p>
	<p><b>【項目名】</b> 傷病手当附加金</p> <p><b>【支給額】</b> 傷病手当金の支給額と同じ（傷病手当金給付満了後6か月間支給）（任意継続組合員、退職者は除く）</p> <p><b>【請求手続】</b> 傷病手当金の請求手続と同じ</p>	
育児休業の許可を受けたとき	<p><b>【項目名】</b> 育児休業等掛金等免除</p> <p><b>【期間】</b> 育児休業の初日の当月分から、当該児が3歳に達する日の翌日の属する月の前月分までの掛金を免除。</p> <p><b>【請求手続】</b> 「育児休業等掛金等免除申出書」</p> <hr/> <p><b>【項目名】</b> 育児休業手当金</p> <p><b>【支給額】</b> ・育児休業開始日から180日間は、1日につき標準報酬月額×67/100 ・育児休業開始日から181日目以降は、1日につき標準報酬月額×50/100 給付上限相当額：180日目までは13,832円、それ以降は10,322円（毎年8月に変更）</p> <p><b>【期間】</b> 育児休業の初日から子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの期間。ただし、1歳に達した時点で特別の事情※に該当するときは該当する期間（最長1歳6か月）。（なお、特別な事情に該当する場合は最長2歳に達する日まで）</p> <p>〈特別の事情に該当するとき〉</p> <p>①育児休業に係る子について、復職にむけて保育所における保育の実施を希望し入所申込を行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（1歳の誕生日の前日までに市区町村に1歳の誕生日以前の日の入所希望日として保育所の入所申込をし、誕生日以後の期間について入所できない場合）</p> <p>②常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア 死亡したとき</p> <p>イ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき</p>	

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
	<p>ウ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき</p> <p>エ 6週間（多児妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか、または産後8週間を経過しないとき</p> <p>※該当する事情によって必要書類が異なりますので、請求される場合は当共済組合へお問合わせください。</p> <p>【請求手続】「育児休業手当金（休業中支給分）請求書」 「育児休業手当金（1歳超分）請求書」 「育児休業手当金（1歳6か月超分）請求書」</p> <p>【項目名】 育児休業手当金（パパ・ママ育休プラス）</p> <p>【支給期間】 配偶者が育児休業の対象になる子について、その父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業手当金の支給期間が1年を超えない範囲で、子が1歳2か月に達する日まで。</p> <p>【請求手続】 「育児休業手当金（休業中支給分）請求書」 「支給対象者の配偶者であることを確認できる書類（住民票、戸籍抄本等）の写し」 「請求者本人の育児休業承認辞令の写し」 「配偶者の育児休業の取得を確認できる書類（辞令等）の写し」</p> <p>【項目名】 貸付金償還猶予</p> <p>【支給額】 復職まで償還猶予ができる。</p> <p>【請求手続】 「償還猶予申出書」</p>	<p>【項目名】 貸付償還の猶予</p> <p>【支給額】 育児休業のとき、復職後まで貸付償還を猶予することができる。</p> <p>【請求手続】 「貸付金償還猶予申出書」 ※団体扱保険は、猶予されない。</p>
組合員が介護休暇をとったとき	<p>【項目名】 介護休業手当金</p> <p>【支給額】 1日につき標準報酬日額×67/100 給付上限相当額は15,221円（毎年8月に変更）。</p> <p>【期間】 介護休業の日数を通算して66日間（土・日・祝日・年末年始の休日を除く） ※1ヵ月単位で請求</p> <p>【請求手続】 「介護休業手当金請求書」 「介護休業手当金請求書添付書類」 「出勤簿の写し」 「介護休暇承認書の写し」 「給与明細の写し」</p>	<p>【項目名】 介護休暇給付金</p> <p>【支給額】 公立学校共済等からの介護休暇手当金等の支給限度日数を超えた場合 給料日額×67%×休暇日数 ※給料日額＝給料月額（教職調整額及び給料の調整額を含む）÷22</p> <p>【期間】 6か月以下の介護休暇期間内で、共済組合等より支給される介護休業手当金等の支給限度日数を超える日数。</p> <p>【請求手続】 「介護休暇給付金請求書」「出勤簿の写し（全休暇期間）」「介護休暇承認書の写し（全休暇期間）」 ※1か月単位で請求</p>
組合員が欠勤したとき	<p>【項目名】 休業手当金 傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている期間は除く。</p> <p>【支給額】 1日につき標準報酬日額×50/100</p> <p>【期間】 (1) 被扶養者の傷病 …………… 全期間 (2) 組合員の配偶者の出産 …………… 14日以内 (3) 組合員（公務を除く）・被扶養者の不慮の災害…5日以内 (4) 婚姻又は葬祭 …………… 7日以内 (5) 組合員の配偶者又は一親等の親族（子の配偶者を除く）で被扶養者でないものの傷病 …………… 所属所長が必要と認めた期間 (6) 組合員が出席する学校教育法54条の1又は、第84条の規定による通信教育面接授業 …………… 通信教育の面接授業に要する期間</p> <p>【請求手続】 「休業手当金請求書」「出勤簿の写し」 (1)(5) 診断書写し（初回のみ） (4)(5) 組合員との続柄のわかる写し（初回のみ）</p>	

※平成27年10月以降、掛金等の算定基準が「手当率制」から「標準報酬制」へ移行することに伴い、傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、休業手当金は標準報酬日額を用いて給付額を算出することになりました。

## 死亡したとき（給付 互助組合）

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
組合員が死亡したとき	<b>【項目名】</b> 埋葬料 <b>【支給額】</b> 50,000円 <b>【請求手続】</b> 「埋葬料請求書」 「埋火葬許可証の写し」 「埋葬に要した費用に関する証明書類」 (被扶養者がいない場合)	<b>【項目名】</b> 弔電（式当日） <b>【請求手続】</b> 所属所長からの事前連絡により喪主あて弔電  <b>【項目名】</b> 供花料 <b>【支給額】</b> 10,000円 <b>【請求手続】</b> 「供花料請求書」 ※所属所長の立替制度とする
	<b>【項目名】</b> 埋葬料附加金 <b>【支給額】</b> 25,000円 <b>【請求手続】</b> 「埋葬料附加金請求書」	
組合員が非常災害により死亡したとき	<b>【項目名】</b> 弔慰金 <b>【支給額】</b> 標準報酬月額 (組合員の遺族に支給) <b>【請求手続】</b> 「弔慰金請求書」 ※非常災害であることを確認できる市区町村長又は警察署長の証明書、組合員の遺族であることを証明する書類	<b>【請求手続】</b> 共済組合への「埋葬料」請求により、自動給付 ※公務災害、共済組合未加入者は請求「死亡弔慰金請求書」 「除籍謄本等添付」
組合員又は配偶者が死亡し18歳未満の遺児がいるとき		<b>【項目名】</b> 遺児養育給付金 組合員又は配偶者が死亡し、18歳未満の遺児(無職・無収入)を有する場合 <b>【支給額】</b> 一人1か月10,000円 <b>【期間】</b> 遺児が18歳に達するまでの期間。ただし、18歳を超えて就学する者は、再認定後18歳の年度の終了を限度とする。 <b>【請求手続】</b> 「遺児養育給付金受給者認定申請書」 ※遺児の親権者から申請
被扶養者が死亡したとき	<b>【項目名】</b> 家族埋葬料 <b>【支給額】</b> 50,000円 <b>【請求手続】</b> 「家族埋葬料請求書」 「埋火葬許可証の写し」	<b>【項目名】</b> 家族死亡弔慰金 <b>【支給額】</b> (1) 共済組合で認定されている被扶養者(配偶者を除く)長寿医療制度(後期高齢者)に該当する扶養親族 ..... 10,000円 (2) 配偶者 ..... 200,000円 (3) 被扶養者でない父母、義父母 ..... 5,000円 <b>【請求手続】</b> (1) 共済組合への「家族埋葬料」請求により、自動給付
	<b>【項目名】</b> 家族埋葬料附加金 <b>【支給額】</b> 25,000円 <b>【請求手続】</b> 「家族埋葬料附加金請求書」	
被扶養者が非常災害により死亡したとき	(要件は弔慰金と同じ) <b>【項目名】</b> 家族弔慰金 <b>【支給額】</b> 標準報酬月額×70/100 <b>【請求手続】</b> 「家族弔慰金請求書」 ※非常災害であることを確認できる市区町村長又は警察署長の証明書	※ただし双方組合員の場合一方は請求「家族死亡弔慰金請求書」 「配偶者の共済組合員証の写し」 ※組合員でない配偶者が扶養の場合「家族死亡弔慰金請求書」 配偶者の「扶養控除等申告書」 「扶養親族届」 ※長寿医療制度(後期高齢者医療制度)該当者は請求「扶養関係が判る公的な書類」 (2) 「家族死亡弔慰金請求書」 「除籍謄本」 (3) 「家族死亡弔慰金請求書」

# 退職したとき

※ 退職等に関する事由については、共済組合・互助組合にお問い合わせください

発生事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
年金を受給できる者が退職したとき	【項目名】 老齢厚生年金…………… (P.36 参照)	【項目名】 積立年金事業…………… (P.43 参照)
一定の障害を有することとなったとき	【項目名】 障害厚生年金…………… (P.38 参照) 【項目名】 障害一時金…………… (P.38 参照)	【給付内容】 2,000 円×積立期間 + 運用益 = 原資 【請求手続】 「拠出型企業年金保険給付金請求書」 【項目名】 退職生業資金…………… (P.43 参照)
組合員が死亡したとき	【項目名】 遺族厚生年金…………… (P.39 参照)	【請求手続】 「退職生業資金請求書」
年金受給年齢に達しない者が退職したとき	【項目名】 退職届書…………… (P.40 参照)	
退職後も引き続き医療給付を受けたいとき	【項目名】 任意継続組合員制度 (退職日の翌日から最長2年間) 【加入資格】 引き続き1年と1日以上組合員であった者。 【加入手続】 退職の日から起算して20日以内に共済組合に申出書を提出し、かつ掛金を納付すること。 【給付内容】 休業給付を除き在職中と同様の短期給付を受けることができる。 【掛金額】 ①退職時の標準報酬月額 ②公立学校共済組合の平均標準報酬月額 (令和2年度は410,000円) ・短期任意継続掛金率 …………… 84.20/1,000 ・介護任意継続掛金率 …………… 14.98/1,000 (対象者のみ徴収)	
退職後も各種事業に参加したいとき	【項目名】 宿泊施設「特別利用者証」配布 【内 容】 退職後も、共済組合直営の宿泊所・保養施設が、現職組合員料金で利用できる。(P.48,49 参照) 【手 続】 退職者説明会等で配布	【項目名】 退職互助部 【内 容】 現職者との合同事業・退職互助部独自の事業に参加できる。 【加入資格】 45歳以上で退職し、退職後60日以内に「加入申込書」を提出した者。 【事業概要】 福利厚生事業 …… 退職互助部大会・囲碁大会・税法律相談・各種文化事業・人間ドック助成等

# 貸付を受けるとき (保健福祉 互助組合)

公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合										
<p><b>【貸付対象】</b> 組合員の臨時の支出であること。 恒常的な支払・生活費・借金返済・クレジットカード利用（一括支払含む）は対象外。 支払後の金額は原則対象外であるが、一般・教育・結婚・葬祭貸付については、支払後1月以内の申込みを認める。</p> <p><b>【貸付申込資格】</b> 引き続き組合員期間が6月以上あること。 ※ただし、臨時的任用職員、任期付採用職員、再任用職員、会計年度任用職員は特別貸付、高額医療貸付、出産貸付に限り申込みが可能。</p> <p><b>【貸付金額】</b> それぞれ限度額の範囲内で、<u>組合員が必要とする額</u>内の10万円単位。</p> <p><b>【総額規制対象貸付】</b> 一般・教育・災害・医療・葬祭貸付については、未償還元金の合計額が700万円まで。</p> <p><b>【同一種の貸付（借替え）】</b> 借受中の貸付残高に必要額を上乗せした額(10万円単位)を申込金額とする。 申込金額 - 借受中の貸付残高(未償還元利金) = 貸付送金額 この借替えを行った場合、前回貸付申込分については全額償還したもとする。 ※借受中の貸付残高が不明な場合は、お問い合わせください。</p> <p><b>【すべての貸付申込手続きに必要な書類】</b> ①貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤給与支給明細書の写し ⑥申込人名義の貸付金振込口座通帳の写し ⑦その他各貸付別に必要添付書類</p> <p>資金借入の際は、収入と支出のバランスを大切に、無理のない返済計画を立て、多重債務に陥ることのないよう十分注意してください。</p> <p><b>【申込締切】</b> 毎月20日（休日等の場合は、その前日まで）。 <u>ただし、20日時点で申込書類等に不備があれば、翌月貸付として受付することはできません。</u></p> <p>※高額医療貸付及び出産貸付については随時受け付けます。</p> <p><b>【貸付日】</b> 申込締切日の翌月25日（金融機関休業日の場合、翌営業日） 南都銀行以外の金融機関への送金については遅れる場合があります。 高額医療貸付及び出産貸付については、貸付決定後送金処理を行います。</p> <p><b>【貸付利率】</b> 平成30年1月から適用の貸付利率は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="204 1758 810 1928"> <thead> <tr> <th>貸付種別</th> <th>年利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（特別）・住宅・教育・医療・結婚・葬祭</td> <td>1.32%</td> </tr> <tr> <td>住宅災害・災害</td> <td>0.99%</td> </tr> <tr> <td>介護構造部分に係る住宅</td> <td>1.06%</td> </tr> <tr> <td>高額医療・出産</td> <td>無利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>※財政融資資金率により、貸付利率を改定する場合は、その都度お知らせします。 ※貸付金保険料充当金率（年利：0.06%）を含んだ利率となります。</p>	貸付種別	年利	一般（特別）・住宅・教育・医療・結婚・葬祭	1.32%	住宅災害・災害	0.99%	介護構造部分に係る住宅	1.06%	高額医療・出産	無利息	
貸付種別	年利										
一般（特別）・住宅・教育・医療・結婚・葬祭	1.32%										
住宅災害・災害	0.99%										
介護構造部分に係る住宅	1.06%										
高額医療・出産	無利息										

事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合																								
組合員が臨時に資金を必要とするとき	<p>【貸付種別】 一般貸付 【限度額】 200万円 【その他必要書類】 ○貸付送金額が100万円以上の場合のみ、必要額が証明できる書類 〔例〕・車の注文書の写し ただし、担当スタッフの印又は社印が必要 ・車の見積書の写し このままでは証明書類とならないため、従業員等に注文を請けたことの証明を加筆押印してもらうことが必要 ・支払い後の貸付について領収証書の写し ※宛名は組合員のフルネームであること。貸付申込は添付書類の日付より1月以内に行うこと。</p>	<p>【貸付種別】 生活資金貸付 【資格】 組合員期間が1年以上の者 【内容】 貸付額……50万円～200万円 償還回数…72～180回 ※72回を超える償還回数(100回・120回・180回)を選択する場合は、連帯保証人2名(加入期間1年以上の互助組合員)が必要となります。 利息…年利1.6% ※借り替えについては、24回(2年間)返済後以降となります。 【申込手続】 ①「生活貸付申込書」 ②「生活貸付借用証書」 ③ 貸付事業にかかる個人情報に関する同意書 ※印紙必要 (P.26 参照)</p>																								
臨時・任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員が臨時に資金を必要とするとき	<p>【貸付種別】 特別貸付 【限度額】 給料月額×3/10×残任期月数 ただし、200万円上限 【その他必要書類】 ○任用区分及び任用期間が分かる書類(辞令書等の写し) ○一般貸付と同様</p>	<table border="1" data-bbox="957 645 1412 757"> <thead> <tr> <th>申込期間(締切日)</th> <th>貸付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日～15日</td> <td>申込当該月の25日</td> </tr> <tr> <td>16日～末日</td> <td>申込翌月の10日</td> </tr> </tbody> </table>	申込期間(締切日)	貸付日	1日～15日	申込当該月の25日	16日～末日	申込翌月の10日																		
申込期間(締切日)	貸付日																									
1日～15日	申込当該月の25日																									
16日～末日	申込翌月の10日																									
組合員・子・孫・兄弟姉妹が高等学校以上の学校教育法に規定する修業年限が1年以上の教育機関に入学又は修学するために資金を必要とするとき(教育ローンの借換え、通学のための交通費、下宿代を含む)	<p>【貸付種別】 教育貸付 【限度額】 550万円 ただし、年度内に必要とする額 【その他必要書類】 ○教育貸付必要経費明細書 ○入学前であれば合格通知書の写し 修学中であれば在学証明書原本 ○授業料等納入費用が確認できる学校発行の文書の写し すでに納入済み費用の貸付については、領収証書の写しも必要(納入後1月以内のものに限る) ○被扶養者以外の者の場合は、組合員との続柄が確認できるもの(住民票等) ○だんしん申込書(任意) ※その他の費用については、金額に関係なくそれを証明する書類が必要となる。</p>																									
組合員・子が結婚するために資金を必要とするとき	<p>【貸付種別】 結婚貸付 【限度額】 200万円 【その他必要書類】 ○結婚する事実が証明できる書類等 〔例〕・結婚式の挙式申込受理書の写し(式場の受付印のあるもの) ・仲人の証明書 ○必要額が証明できる書類 組合員が支払うことが確認できること。支払い後の貸付については領収書の写し ○被扶養者以外の者の場合は、組合員との続柄が確認できるもの(住民票等) ※宛名は組合員又は被扶養者のフルネームであること。 貸付申込は添付書類の日付より1月以内に行うこと。</p>																									
組合員が自己の用に供するための住宅に関する資金を必要とするとき	<p>【貸付種別】 住宅貸付 【限度額】 次の①②のうち高い方の額 ただし、1,800万円上限 ①申込時の給料月額に、組合員期間に対応する倍数を乗じた額。</p> <table border="1" data-bbox="371 1653 866 1839"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>倍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月以上～3年未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3年以上～5年未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>5年以上～10年未満</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>10年以上～20年未満</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>②申込時における仮定退職手当の額 (「住宅貸付申込みの手びき」に記載) ※住宅災害貸付を借受中の場合は、お問い合わせ下さい。 【その他の必要書類】 ○組合員期間証明書 ○念書 ○建築(購入)資金支払計画書 ○その他各申込事由による添付書類 ○だんしん申込書(任意)</p>	組合員期間	倍数	6月以上～3年未満	10	3年以上～5年未満	15	5年以上～10年未満	25	10年以上～20年未満	35	20年以上	45	<p>【貸付種別】 住宅資金貸付 【資格】 組合員期間が1年以上の者 【内容】 貸付額……150万円～300万円 償還回数…60～180回 利息…年利1.6% 貸付額算定表</p> <table border="1" data-bbox="943 1686 1362 1809"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7年未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>7年～14年</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申込手続】 ①「住宅貸付申込書」 ②「住宅貸付借用証書」 ③ 貸付事業にかかる個人情報に関する同意書 ※印紙必要 (P.26 参照)</p> <table border="1" data-bbox="943 1966 1401 2045"> <thead> <tr> <th>申込期間(締切日)</th> <th>貸付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日～末日</td> <td>申込翌月の25日</td> </tr> </tbody> </table> <p>内容に応じて、下記書類(写し)が必要</p>	組合員期間	貸付額	7年未満	150万円	7年～14年	200万円	15年以上	300万円	申込期間(締切日)	貸付日	1日～末日	申込翌月の25日
組合員期間	倍数																									
6月以上～3年未満	10																									
3年以上～5年未満	15																									
5年以上～10年未満	25																									
10年以上～20年未満	35																									
20年以上	45																									
組合員期間	貸付額																									
7年未満	150万円																									
7年～14年	200万円																									
15年以上	300万円																									
申込期間(締切日)	貸付日																									
1日～末日	申込翌月の25日																									



事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
	<p>☆住民票謄本 業者等との契約を組員と配偶者等の家族で連名とした場合に続柄確認のため必要 別居している場合は戸籍謄本等に代える。</p> <p>☆申立書 現在持ち家であるが、別地に新居等を購入する場合に必要</p> <p>☆その他 必要に応じて追加添付書類を求める また、各貸付事由の添付書類については、場合により（例：購入地が保留である等）一部異なる</p> <p>〈注意事項〉 ①売買又は工事等の契約は、組員（連名可）が行ってください。 ②既存の住宅と同敷地内の離れの建築・修理については、貸付対象とならない。 ③他の金融機関等から必要以上に借入しないこと。 条件式 契約書の額≧共済貸付金＋他からの借入金 これに違反した場合、共済貸付金は即時償還することになります。 ④住居として用いない店舗及び趣味等の部屋については、貸付対象とならない。 ⑤支払後の金額は、貸付対象とならない。</p> <p>〈申込事由：新築〉 ○工事請負契約書の写し ○土地の登記事項証明書（原本） ○建築確認済証の写し ○住宅の平面図 ○同意書（土地所有の全部又は一部が組員でないとき）</p> <p>〈申込事由：増改築〉 増築：既存の住宅に更に立て加えること 改築：既存の住宅の全部又は一部を除去して、前の規模、構造、用途と著しく異なるものを引き続きその場所に建てること ○工事請負契約書の写し ○建物の登記事項証明書（原本） ○住宅の平面図 ○同意書（建物所有の全部又は一部が組員でないとき） ◎建物の大きさが10mを超える増改築をする場合、次の書類についても必要 ☆土地の登記事項証明書（原本） ☆建築確認済証の写し ☆同意書（土地所有の全部又は一部が組員でないとき）</p> <p>〈申込事由：修理〉 修理：既存の住宅に増改築に至らない程度の変更を加えること（大規模リフォームでも修理に含める） ○工事請負契約書の写し ○建物の登記事項証明書（原本） ○修理箇所を明記した住宅の平面図 ○同意書（建物所有の全部又は一部が組員でないとき） ※修理完了後、修理前後の写真の提出が必要 場合により、申込時に修理前の写真を先に求めることがあります。</p> <p>〈申込事由：建売住宅の購入（新築）〉（マンション等含む） ○売買契約書の写し ○土地の登記事項証明書（原本） ○建築確認済証の写し ○住宅の平面図</p> <p>〈申込事由：建売住宅の購入（中古）〉（マンション等含む） ○売買契約書の写し ○土地の登記事項証明書（原本） ○建物の登記事項証明書（原本） ○住宅の平面図</p>	<p>申し込み時必要書類</p> <p>(1) 新築購入—土地付住宅 （マンション等中高層共同住宅を含む） ①売買契約書（写し） ②敷地の登記簿謄本 ③確認済証（写し） ④住宅の平面図</p> <p>(2) 中古購入—土地付住宅 （マンション等中高層共同住宅を含む） ①売買契約書（写し） ②敷地の登記簿謄本 ③住宅の登記簿謄本 ④住宅の平面図</p> <p>(3) 住宅の新築 ①工事請負契約書（写し）又は工事費用見積書（写し） ②敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書（写し） ③確認済証（写し） ④住宅の平面図</p> <p>(4) 住宅の増築・改築・移築 ①工事請負契約書（写し）又は工事費用見積書（写し） ②敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書（写し） ③確認済証（写し） ④住宅の平面図</p> <p>(5) 住宅の購入 ①売買契約書（写し） ②敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書（写し） ③住宅の登記簿謄本 ④住宅の平面図</p> <p>(6) 住宅の修理 ①工事請負契約書（写し）又は工事費用見積書（写し） ②住宅の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書（写し） ③修理箇所の図面又は写真</p> <p>(7) 住宅の借入れ ①賃貸借契約書（写し） ②住宅の平面図</p> <p>(8) 敷地の購入 ①売買契約書（写し） ②敷地の登記簿謄本 ③住宅新築工事に係る誓約書</p> <p>(9) 敷地の借入れ ①賃貸借契約書（写し） ②住宅新築工事に係る誓約書</p> <p>(10) 敷地の補修 ①工事請負契約書（写し）又は工事費用見積書（写し） ②補修箇所の図面又は写真 ③敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書（写し）</p> <p>※上記の書類のほか実情に応じて、理事長が必要と認めた書類</p> <p>完了後の提出書類</p> <p>(1) 住宅の新築・増築・改築 登記後の建物登記簿謄本又は、工事引渡書又は、検査済証（写し）（名義人が借受人以外の場合は住民票添付のこと）</p> <p>(2) 住宅の修理 領収書（写し）及び修理前修理後の写真</p> <p>(3) 建売住宅の購入 （土地付き注文住宅・マンション・中古住宅を含む）所有権移転登記後の土地及び建物の登記簿謄本（名義が借受人以外の場合には、所有者と続柄がわかる住民票添付のこと）</p> <p>(4) 敷地の購入 所有権移転登記後の土地登記簿謄本</p> <p>(5) 住宅・敷地の借入れ 領収書（写し）</p>

事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合												
	<p>〈申込事由：土地購入〉 ○売買契約書の写し ○土地の登記事項証明書（原本） ○確約書（5年以内に住宅を建築すること）</p> <p>〈申込事由：住宅借入れ〉 ○賃貸契約書の写し ○住宅の平面図</p> <p>〈申込事由：土地借入れ〉 ○賃貸契約書の写し ○確約書（5年以内に住宅を建築すること）</p>													
<p>組合員が自己の用に供するための住宅を在宅介護構造に対応するため資金を必要とするとき</p>	<p>【貸付種別】 介護構造部分に係る貸付 【限度額】 300万円 【その他必要書類】 ○住宅貸付必要書類・申込事由による添付書類と同様 ○工事請負契約書とは別に、介護対応構造部分の詳細を記載した見積書等（それぞれの工事に係る費用を明記） ○平面図に介護構造箇所及び工事内容を明記 ○在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書</p>													
<p>組合員・被扶養者が水震火災その他の非常火災(交通事故等)を受けたため資金を必要とするとき</p>	<p>【貸付種別】 災害貸付 【限度額】 200万円 【その他必要書類】 ○り災証明書 ※り災後3月以内の申込みであること。 病気は非常災害に含まない。</p>	<p>【貸付種別】 災害復旧資金 【資格】 組合員期間が1年以上の者 【内容】 貸付額……50万円～100万円 据置……6か月 償還回数…50～100回 利息…年利1.6%</p>												
<p>災害により組合員が自己の用に供するための住宅に関する資金を必要とするとき</p>	<p>【貸付種別】 住宅災害貸付 【限度額】 住宅貸付限度額の2倍 ただし、1900万円上限 ※住宅貸付を借受中の場合は、お問い合わせください。 【その他必要書類】 ○住宅貸付と同様 ○り災証明書 〈該当条件〉短期給付の災害見舞金の給付事由に該当する損害（居住する建物の1/5以上又はこれと同程度）であり、り災1年後以内に資金を必要とする場合。</p>	<p>災害復旧資金貸付額算定表</p> <table border="1" data-bbox="967 981 1385 1115"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>10年～20年未満</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申込手続】 ①「災害復旧貸付申込書」 ②「災害復旧貸付借用証書」 ※印紙必要（P.26参照） ③「罹災証明書」 ④貸付事業に係る個人情報に関する同意書</p>	組合員期間	貸付額	10年未満	50万円	10年～20年未満	80万円	20年以上	100万円				
組合員期間	貸付額													
10年未満	50万円													
10年～20年未満	80万円													
20年以上	100万円													
<p>組合員・被扶養者・被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、義父母が医療を要するため資金を必要とするとき</p>	<p>【貸付種別】 医療貸付 【限度額】 120万円 【その他必要書類】 ○医師の診断書 ○医療資金が必要であることが確認できるもの ※高額療養費の対象となる医療資金は対象外です。</p>	<table border="1" data-bbox="959 1305 1385 1440"> <thead> <tr> <th>貸付金額</th> <th>償還回数</th> <th>償還月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>50</td> <td>10,344</td> </tr> <tr> <td>80万円</td> <td>80</td> <td>10,549</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>100</td> <td>10,688</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金額	償還回数	償還月額(円)	50万円	50	10,344	80万円	80	10,549	100万円	100	10,688
貸付金額	償還回数	償還月額(円)												
50万円	50	10,344												
80万円	80	10,549												
100万円	100	10,688												
<p>組合員・被扶養者・被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、義父母が葬祭を行うための資金を必要とするとき</p>	<p>【貸付種別】 葬祭貸付 【限度額】 200万円 【その他必要書類】 ○葬祭対象者の死亡の事実が確認できる書類 ○組合員との続柄が確認できる書類 ○組合員が支払った又は支払うことを証明する書類（貸付を受ける事由となるすべての領収証等の宛名が組合員氏名フルネームであること） ○葬儀又は法事等を行うことを明らかとする書類 ※葬儀又は法事等を申込事由とする場合、次の書類についても必須 ☆葬儀又は法事等を行うことを明らかとする書類 ※葬儀又は法事等を行われた日から1か月以内の申込みであること ○墓地の取得及び墓石の建立等を申込事由とする場合、次の書類についても必要 ☆貸付申込金額に関わらず、一般貸付の貸付送金額100万円以上であるときの提出書類と同様 ※墓地の取得等に係る購入日前の申込みであること。 平成8年7月1日以降の死亡者を対象としたもの。</p>													

事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
組合員・被扶養者が高額医療費の支給対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき	<b>【貸付種別】</b> 高額医療貸付 <b>【限度額】</b> 高額医療費相当額（千円単位） <b>【その他必要書類】</b> ○医療費請求書等 ○高額医療貸付金控除依頼書 ☆場合により診断書（写し可）が必要です。 ※申込等については、お問い合わせください。	
組合員が出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき	<b>【貸付種別】</b> 出産貸付 <b>【限度額】</b> 出産費等相当額（千円単位） <b>【その他必要書類】</b> ○母子（親子）健康手帳の表紙部分の写し ○出産貸付金控除依頼書 ◎出産予定日まで2か月（多胎は4か月）以内である場合、次の書類が必要 ☆出産予定日まで2か月以内を証明する書類 ◎妊娠4か月以上で医療機関等に一時的な支払いが必要となった場合、次の書類が必要 ☆妊娠4か月以上を証明する書類 ☆請求書又は領収書 ※申込等については、お問い合わせください。	
指定商社の学校訪問販売、店頭販売、店頭販売を利用し、購入するとき		<b>【貸付種別】</b> 物資購入資金（P.47 参照） <b>【内容】</b> 貸付額…30万円以内 利息…年利1.6% 償還…貸付額により回数を定め最高36回まで
組合員が自家用車を購入する際に資金を必要とするとき		<b>【貸付種別】</b> 自動車購入資金貸付 <b>【資格】</b> 組合員期間が1年以上の者 <b>【内容】</b> 貸付額…50万円～300万円 償還回数…36回～72回 利息…年利1.6% <b>【申込手続】</b> ①「自動車購入資金貸付申込書」 ②「自動車購入資金貸付借用証書」 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ※印紙必要（P.26 参照） ④販売店との売買契約書（写）又は注文書（写） 完了後の提出書類 ①「自動車購入完了報告書」 自動車検査証（写）又は軽自動車届出済書（写）

申込期限（締切日）	貸付日
1日～10日	申込当該月の25日
11日～末日	申込翌月の25日

# 貸付の償還方法（保健福祉 互助組合）

方 法	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合																																																																																																																			
毎月償還	<p>◎償還額は「貸付金額×賦金率」により算出する。 (円未満四捨五入)</p> <p>◎貸付金の種類に応じた償還回数の範囲内で、希望する回数により償還する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>償還回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般・災害・結婚・葬祭 各貸付</td> <td>120回以内</td> </tr> <tr> <td>住宅(介護構造含む)・住宅災害・各貸付</td> <td>360回以内</td> </tr> <tr> <td>教育貸付</td> <td>250回以内</td> </tr> <tr> <td>医療貸付</td> <td>110回以内</td> </tr> <tr> <td>特別貸付</td> <td>残任期月数以内</td> </tr> <tr> <td>高額医療貸付</td> <td>高額療養費支給時に一括して控除</td> </tr> <tr> <td>出産貸付</td> <td>出産費支給時に一括して控除</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	償還回数	一般・災害・結婚・葬祭 各貸付	120回以内	住宅(介護構造含む)・住宅災害・各貸付	360回以内	教育貸付	250回以内	医療貸付	110回以内	特別貸付	残任期月数以内	高額医療貸付	高額療養費支給時に一括して控除	出産貸付	出産費支給時に一括して控除	<p>◎生活資金貸付償還表 年利 1.6%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金額</th> <th>償還回数</th> <th>償還月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50万円</td> <td>72回</td> <td>7,288円</td> </tr> <tr> <td>100回</td> <td>5,344円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100万円</td> <td>72回</td> <td>14,575円</td> </tr> <tr> <td>100回</td> <td>10,688円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">150万円</td> <td>120回</td> <td>9,023円</td> </tr> <tr> <td>72回</td> <td>21,863円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200万円</td> <td>120回</td> <td>13,535円</td> </tr> <tr> <td>180回</td> <td>9,379円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">200万円</td> <td>72回</td> <td>29,151円</td> </tr> <tr> <td>120回</td> <td>18,046円</td> </tr> <tr> <td>180回</td> <td>12,505円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎住宅資金貸付償還表 年利 1.6%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金額</th> <th>償還回数</th> <th>償還月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">150万円</td> <td>60回</td> <td>26,030円</td> </tr> <tr> <td>120回</td> <td>13,535円</td> </tr> <tr> <td>180回</td> <td>9,379円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">200万円</td> <td>60回</td> <td>34,706円</td> </tr> <tr> <td>120回</td> <td>18,046円</td> </tr> <tr> <td>180回</td> <td>12,505円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">300万円</td> <td>100回</td> <td>32,064円</td> </tr> <tr> <td>150回</td> <td>22,079円</td> </tr> <tr> <td>180回</td> <td>18,757円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎自動車購入資金貸付償還表 年利 1.6%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金額</th> <th>償還回数</th> <th>償還月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">50万円</td> <td>36回</td> <td>14,234円</td> </tr> <tr> <td>60回</td> <td>8,677円</td> </tr> <tr> <td>72回</td> <td>7,288円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">100万円</td> <td>36回</td> <td>28,468円</td> </tr> <tr> <td>60回</td> <td>17,353円</td> </tr> <tr> <td>72回</td> <td>14,575円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">150万円</td> <td>48回</td> <td>32,281円</td> </tr> <tr> <td>60回</td> <td>26,030円</td> </tr> <tr> <td>72回</td> <td>21,863円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">200万円</td> <td>48回</td> <td>43,042円</td> </tr> <tr> <td>60回</td> <td>34,706円</td> </tr> <tr> <td>72回</td> <td>29,151円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">250万円</td> <td>48回</td> <td>53,802円</td> </tr> <tr> <td>60回</td> <td>43,383円</td> </tr> <tr> <td>72回</td> <td>36,438円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">300万円</td> <td>48回</td> <td>64,562円</td> </tr> <tr> <td>60回</td> <td>52,059円</td> </tr> <tr> <td>72回</td> <td>43,726円</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金額	償還回数	償還月額	50万円	72回	7,288円	100回	5,344円	100万円	72回	14,575円	100回	10,688円	150万円	120回	9,023円	72回	21,863円	200万円	120回	13,535円	180回	9,379円	200万円	72回	29,151円	120回	18,046円	180回	12,505円	貸付金額	償還回数	償還月額	150万円	60回	26,030円	120回	13,535円	180回	9,379円	200万円	60回	34,706円	120回	18,046円	180回	12,505円	300万円	100回	32,064円	150回	22,079円	180回	18,757円	貸付金額	償還回数	償還月額	50万円	36回	14,234円	60回	8,677円	72回	7,288円	100万円	36回	28,468円	60回	17,353円	72回	14,575円	150万円	48回	32,281円	60回	26,030円	72回	21,863円	200万円	48回	43,042円	60回	34,706円	72回	29,151円	250万円	48回	53,802円	60回	43,383円	72回	36,438円	300万円	48回	64,562円	60回	52,059円	72回	43,726円
貸付金の種類	償還回数																																																																																																																				
一般・災害・結婚・葬祭 各貸付	120回以内																																																																																																																				
住宅(介護構造含む)・住宅災害・各貸付	360回以内																																																																																																																				
教育貸付	250回以内																																																																																																																				
医療貸付	110回以内																																																																																																																				
特別貸付	残任期月数以内																																																																																																																				
高額医療貸付	高額療養費支給時に一括して控除																																																																																																																				
出産貸付	出産費支給時に一括して控除																																																																																																																				
貸付金額	償還回数	償還月額																																																																																																																			
50万円	72回	7,288円																																																																																																																			
	100回	5,344円																																																																																																																			
100万円	72回	14,575円																																																																																																																			
	100回	10,688円																																																																																																																			
150万円	120回	9,023円																																																																																																																			
	72回	21,863円																																																																																																																			
200万円	120回	13,535円																																																																																																																			
	180回	9,379円																																																																																																																			
200万円	72回	29,151円																																																																																																																			
	120回	18,046円																																																																																																																			
	180回	12,505円																																																																																																																			
貸付金額	償還回数	償還月額																																																																																																																			
150万円	60回	26,030円																																																																																																																			
	120回	13,535円																																																																																																																			
	180回	9,379円																																																																																																																			
200万円	60回	34,706円																																																																																																																			
	120回	18,046円																																																																																																																			
	180回	12,505円																																																																																																																			
300万円	100回	32,064円																																																																																																																			
	150回	22,079円																																																																																																																			
	180回	18,757円																																																																																																																			
貸付金額	償還回数	償還月額																																																																																																																			
50万円	36回	14,234円																																																																																																																			
	60回	8,677円																																																																																																																			
	72回	7,288円																																																																																																																			
100万円	36回	28,468円																																																																																																																			
	60回	17,353円																																																																																																																			
	72回	14,575円																																																																																																																			
150万円	48回	32,281円																																																																																																																			
	60回	26,030円																																																																																																																			
	72回	21,863円																																																																																																																			
200万円	48回	43,042円																																																																																																																			
	60回	34,706円																																																																																																																			
	72回	29,151円																																																																																																																			
250万円	48回	53,802円																																																																																																																			
	60回	43,383円																																																																																																																			
	72回	36,438円																																																																																																																			
300万円	48回	64,562円																																																																																																																			
	60回	52,059円																																																																																																																			
	72回	43,726円																																																																																																																			
ボーナス併用償還	<p>◎対象は、「特別貸付」・「高額医療貸付」・「出産貸付」以外で、金額100万円以上の貸付とする。</p> <p>◎償還月は、貸付を受けた月後、最初に到来する6月又は、12月の期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という）の支給月から、最終回の償還金を除きボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還することとなる。</p> <p>◎ボーナスにより償還する貸付金の額は、貸付金の額の1/2以内で50万円単位とする。</p> <p>◎償還回数は、毎月償還回数を6で除した回数内で、借受人の希望償還回数とする。</p> <p>◎1回あたりの償還金額は、ボーナスにより償還する貸付金の額に賦金率を乗じた額（円未満は四捨五入）とする。</p> <p>※賦金率については、所属所へ配布の賦金率表を参照のこと。</p>																																																																																																																				
全額繰上償還	<p>◎元金残額を一括に償還する。</p> <p>◎全額繰上償還希望者を所属で取りまとめ、「取りまとめ表（令和2年4月1日付事務連絡にて送付済）」により、希望する償還月の前月25日（必着）までに共済組合へ提出すること。</p>	<p>◎元金残額を一括に償還する。</p> <p>◎希望者は電話連絡してください。</p>																																																																																																																			
一部繰上償還	<p>◎償還月は、年2回（1月・7月）とする。</p> <p>毎月償還分………10万円以上（10万円単位）</p> <p>ボーナス償還分………20万円以上（10万円単位）</p> <p>◎一部繰上償還後の償還額及び償還回数は、毎月償還の1回あたりの償還額の合計が給料月額（教職調整額等含む）の3/10以内で、償還回数が未償還回数（残回数）の範囲内で変更できる。</p> <p>※毎年5月・11月頃に所属所へ通知します。</p>	<p>◎貸付借用証書にかかる印紙税額一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借 用 額 (記載された金額)</th> <th>印紙税額 (1通につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>50万円以下</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	借 用 額 (記載された金額)	印紙税額 (1通につき)	10万円以下	200円	50万円以下	400円	100万円以下	1,000円	500万円以下	2,000円																																																																																																									
借 用 額 (記載された金額)	印紙税額 (1通につき)																																																																																																																				
10万円以下	200円																																																																																																																				
50万円以下	400円																																																																																																																				
100万円以下	1,000円																																																																																																																				
500万円以下	2,000円																																																																																																																				

# 健康管理事業（保健福祉 互助組合）

事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
組合員の健康保持のため	<b>【項目名】</b> 二泊三日人間ドック <b>【事業内容】</b> 対象者……組合員 医療機関……近畿中央病院 自己負担額…15,000円 （自己負担金は病院窓口へ） <b>【利用手続】</b> 「人間ドック申込書」	<b>【項目名】</b> 二泊三日人間ドック <b>【事業内容】</b> 共済組合と共催 <b>【利用手続】</b> 共済組合と共通
	<b>【項目名】</b> 一日人間ドック <b>【事業内容】</b> 対象者……組合員 医療機関……近畿中央病院外 24 医療機関 自己負担額…10,000円 （自己負担金は病院窓口へ） <b>【利用手続】</b> 「人間ドック申込書」	<b>【項目名】</b> 一日人間ドック <b>【事業内容】</b> 共済組合と共催 <b>【利用手続】</b> 共済組合と共通
組合員の健康保持のため	<b>【項目名】</b> 脳ドック <b>【事業内容】</b> 対象者……40歳以上の組合員 医療機関……近畿中央病院外 19 医療機関 自己負担額…各医療機関の検査料金から助成額 10,000円を控除した額 受診決定者に利用補助券（補助額 1万円）を発行 <b>【利用手続】</b> 「脳ドック申込書」	<b>【項目名】</b> 脳ドック <b>【事業内容】</b> 共済組合と共催 受診者に対する助成事業 <b>【利用手続】</b> 共済組合と共通
	<b>【項目名】</b> 器官別検診（婦人科コース） <b>【事業内容】</b> 対象者……組合員で人間ドック申込み者を除く 医療機関……奈良県健康づくり財団外 2 医療機関 自己負担額…1,000円	
	<b>【項目名】</b> 器官別検診（郵送検診） <b>【事業内容】</b> 郵送によるがん検診（10月頃通知） 詳細は別途通知いたします。	
	<b>【項目名】</b> ストレスドック <b>【事業内容】</b> 対象者……組合員 実施機関 （一財）京都工場保健会 自己負担額…1,000円 詳細は別途通知（4月に通知）	<b>【項目名】</b> ストレスドック <b>【事業内容】</b> 共済組合と共催 <b>【利用手続】</b> 共済組合と共通
	<b>【項目名】</b> 特定健康診査 <b>【事業内容】</b> 対象者…40歳以上の組合員及び被扶養者全員 メタボリックシンドロームに着目した健診 <b>【利用手続】</b> 組合員…職員健診や人間ドック等の受診に代えます。 被扶養者…奈良支部からご案内します。 （7月頃受診券発送予定） <b>【費用】</b> 無料（全額共済組合が負担）	
	<b>【項目名】</b> 特定保健指導 <b>【事業内容】</b> 対象者は特定健康診査と同じ 特定健康診査の結果により指導が必要と判定された方は生活習慣改善の指導を行います。 <b>【利用手続】</b> 該当の方へ共済組合からご案内します。 <b>【費用】</b> 無料（全額共済組合が負担）	

事 由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
被扶養配偶者の健康保持のため	<p>【項目名】被扶養配偶者人間ドック  【事業内容】対象者…認定されている40歳以上の被扶養配偶者  医療機関…近畿中央病院外9医療機関  自己負担額…20,000円  (自己負担金は病院窓口へ)  【利用手続】「人間ドック申込書(被扶養者)」</p>	
健康について相談したいとき	<p>【項目名】教職員電話健康相談24  【事業内容】対象者…組合員及び被扶養者  電話による健康相談(24時間年中無休)  〈予約制〉  【利用手続】0120-24-8349(通話料無料)</p> <p>【項目名】女性医師電話相談  【事業内容】対象者…組合員及び被扶養者  (女性のみ)  女性医師による女性疾患を中心とした電話相談  【利用手続】0120-215-579(通話料無料)  月～土曜日10:00～21:00  (祝日・年末年始を除く)</p>	
メンタルヘルス相談	<p>【項目名】こころの相談室  【事業内容】組合員及び組合員と同居する家族に対する面談によるカウンセリング(無料)  【利用手続】NPO法人大学院連合メンタルヘルスセンターにメールをお願いします。  予約専用メール:soudan@mental-health-center.jp  相談日及び実施場所  ○会場(奈良市学園南3丁目1番3号)  帝塚山大学学園前キャンパス  18号館  月4回(第1～4水曜日)時間帯は14:00～17:00までの完全予約制です  ○臨時枠として  帝塚山大学学園前キャンパス  18号館  月1回(第1土曜日)時間帯は9:00～12:00までの完全予約制です</p> <p>【項目名】こころの健康相談(メンタルサポート)  【事業内容】組合員及び組合員と同居する家族の面談によるこころの健康相談(5回迄無料)  【利用手続】五条山病院へ電話で予約(P51参照)  TEL:0742-44-2411  (地域医療連携室)  (9時～17時)  相談日:毎週土曜日午前中  (春・夏・冬休業中は木・金・土曜日午前中)  (5/1・8/15・12/30～1/3を除く)</p> <p>【項目名】こころの健康相談(メンタルヘルス相談)  【事業内容】組合員及び被扶養者が抱える様々な悩み等についての面談によるカウンセリング(無料)  【利用手続】公立学校共済組合近畿中央病院へ電話で予約  TEL:072-781-3712(代表)  心療内科  予約時間:月～金(13時～16時)</p>	

事 由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
メンタルヘルス相談	<p><b>【項目名】</b> 電話・面談メンタルヘルス相談</p> <p><b>【事業内容】</b> 組合員及び被扶養者が抱える様々な心の悩みのカウンセリング（無料）</p> <p><b>【利用手続】</b> 0120-783-269（通話料無料） 電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 （祝日・年末年始を除く） 面談相談 月～土曜日 10:00～20:00 （祝日・年末年始を除く）</p>	
	<p><b>【項目名】</b> Web相談（こころの相談）</p> <p><b>【事業内容】</b> 対象者……組合員、被扶養者 電話で相談しづらい方のためのWebでの相談</p> <p><b>【利用手続】</b> URL <a href="https://www.mh-c.jp/">https://www.mh-c.jp/</a> ログイン番号 783269 臨床心理士が3営業日以内に個別に回答</p>	
メンタルヘルス保持増進	<p><b>【項目名】</b> 心のセルフチェックシステム</p> <p><b>【事業内容】</b> パソコンまたはスマートフォンによるストレスチェック</p> <p><b>【利用方法】</b> 公立学校共済組合本部ホームページよりアクセス 利用時間 6:00～24:00</p>	
	<p><b>【項目名】</b> 職場の健康づくり支援</p> <p><b>【事業内容】</b> メンタルヘルスに関する講習会等の開催に対して補助する（上限3万円） ただし組合員10名以上の参加が必要</p> <p><b>【申込方法】</b> 「職場の健康づくり支援事業実施計画書」を実施日の40日前までに提出</p>	
介護相談	<p><b>【項目名】</b> 介護電話相談</p> <p><b>【事業内容】</b> 対象者……組合員、被扶養者 介護全般に関する相談</p> <p><b>【利用手続】</b> 0120-515-579（通話料無料） 月～金曜日 10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）</p>	
健康づくりセミナー  (中止)	<p><b>【項目名】</b> 健康づくりセミナー</p> <p><b>【事業内容】</b> 生活習慣病予防及びメンタルヘルスのための健康講座</p> <p><b>【利用手続】</b></p>	
森林浴体験	<p><b>【項目名】</b> 森林浴体験</p> <p><b>【事業内容】</b> 組合員の健康増進やリラックスを目的として、森林ウォーキングを楽しんでいただきます。 自己負担額…1,000円</p> <p><b>【利用手続】</b> 別途、各所属所へ6月に通知</p>	
へき地校勤務の組合員の健診補助	<p><b>【項目名】</b> 人間ドックオプション検査補助</p> <p><b>【事業内容】</b> へき地校を対象に人間ドック受診の際のオプション検査に対して補助を行う</p> <p><b>【利用手続】</b> 人間ドック決定時に補助券を発行 詳細は4月の通知文</p>	

# 教養・文化レクリエーション事業 参加事業（保健福祉 互助組合）

事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
教養・文化レクリエーション (中止)	【項目名】 ライフプラン講習会 【事業内容】 退職後の生活設計講習会 【利用手続】	
		【項目名】 生きがい講座 【事業内容】 絵画、料理、手芸、各種スポーツ等の趣味の講座 【利用期間】 (別途通知) 【利用手続】

## 配布事業（総務企画 互助組合）

事由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
広報誌の配布	【事業内容】 「福利厚生のおしおき」 配布 【項目名】 全組合員に配布	【事業内容】 「福利厚生のおしおき」 配布 【項目名】 共済組合と同時掲載
	【事業内容】 広報誌「福利なら」 配布 【項目名】 全組合員に配布	【事業内容】 広報誌「互助だより」 配布 ハンドブック「ごじょナビ」 配布 【項目名】 全組合員に配布
	【事業内容】 「共済フォーラム」 配布 【項目名】 共済組合本部より各所属所に配布	

## 相談事業（奈良県教職員互助組合）

奈良県教職員互助組合		
<p>【補助額】 3,000円（各相談とも年度内1回です。）            【利用方法】 ①委託先に組合員が直接連絡し、相談日（月～金）を予約してください。            ②互助組合様式集 P.71「相談事業利用券交付申請書」により互助組合あて利用券の交付申請をしてください。            ③互助組合より利用券を組合員に送付します。            ④相談日に利用券を持参してください。</p>		
<b>法律相談</b>		
委託先名	所在地	電話番号
あすか法律事務所（中本 勝 弁護士）	奈良市大豆山突抜町 16	0742 - 22 - 4301
白井皓喜 弁護士	大阪市北区南森町 1 - 4 - 28	06 - 6365 - 8982
	大和高田市日之出西本町（自宅）（夜間）	0745 - 52 - 2421
フジイ法律事務所	天理市川原城 630 東川ビル 203 号	0743 - 62 - 7787
弁護士法人前川・山岸法律事務所（奈良事務所）	奈良市大宮町 1 - 12 - 8	0742 - 33 - 1121
藤田司法書士事務所	天理市中町 52	0743 - 20 - 0801
原田司法書士事務所（奈良オフィス）	橿原市木原町 181-5	0744 - 26 - 2545
<b>税相談</b>		
委託先名	所在地	電話番号
税理士法人あおば	天理市田井庄町 528	0743 - 63 - 2361
植田裕美子 税理士事務所	大和高田市有井 58 - 1	0745 - 53 - 8281
<b>FP（ファイナンシャル・プランナー）相談</b>		
委託先名	所在地	電話番号
ファイナンシャルプランナー 市田 雅良	大阪市阿倍野区松崎町 3 - 6 - 32 - 329	090 - 7758 - 9170
野村証券(株)奈良支店（無料）	奈良市林小路町 45	0742 - 23 - 1224



## 参加・助成事業（保健福祉 互助組合）

事 由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
<p>ホテルリガーレ春日野食事助成</p>	<p><b>【項目名】</b> ホテルリガーレ春日野食事助成  <b>【事業内容】</b> ホテルリガーレ春日野に於いて組合員1人1会食4,000円（税、サービス料込み）以上の利用に対し、2,000円を補助します。  ただし、「創作おせち料理」は1セットにつき4,000円（2枚）の補助が可能です。  組合員1人1会食1,000円（税サ込）以上の料理に対し、同様の家族を含め、お一人様、1回につき500円補助。  今年度に限り、レストラン&amp;ガーデンテラス以外の食事にも使えます。  ※ 期間限定7月4日～令和3年3月31日  <b>【利用手続】</b> 事前に「食事利用補助券（サポートチケット）」を5月以降にホテルリガーレ春日野より配布  利用時にホテルリガーレ春日野へ提出及び共済組合員証を掲示（共済組合資格喪失後の利用不可）  <b>【項目名】</b> 親睦会等利用補助  <b>【事業内容】</b> 4月1日～5月31日の期間でホテルリガーレ春日野において組合員1人4,000円以上（税、サービス料込み）の食事をした場合に補助します。  <b>【補助額】</b> 利用日現在の組合員1人につき2,000円  <b>【利用手続】</b> 親睦会等利用補助申請書を提出</p>	
<p>施設利用補助</p>	<p><b>【項目名】</b> 公立共済直営施設利用補助（P48,49参照）  <b>【事業内容】</b> 公立学校共済組合直営施設利用者に利用券交付  <b>【補助額】</b> 組合員 1人1泊2,000円（回数制限なし）  <b>【利用手続】</b> 「公立共済直営施設（やすらぎの宿）宿泊利用補助券」  ※所属所において利用前に利用券の交付を受けること  別途、各所属所へ4月通知</p>	<p><b>【項目名】</b> 指定宿泊施設利用割引（互助組合HP・「ごじょナビ」参照）  <a href="http://www.nakyogo.or.jp">http://www.nakyogo.or.jp</a>  <b>【事業内容】</b> 互助組合指定の宿泊施設を宿泊利用する場合利用割引券を交付  <b>【割引額】</b> 年度内1回4,000円  <b>【利用手続】</b> 「指定宿泊施設利用割引券申込書」</p>
	<p><b>【項目名】</b> ホテルリガーレ春日野施設利用補助  <b>【事業内容】</b> ホテルリガーレ春日野を宿泊利用した場合  <b>【対象者】</b> 組合員及び被扶養者  <b>【補助額】</b> 1泊につき3,000円（回数制限なし）  <b>【利用手続】</b> 共済組合員証を提示  別途、各所属所へ4月通知</p>	
	<p><b>【項目名】</b> 共済組合宿泊施設相互利用  地方公務員等共済組合法に基づく各共済組合の経営する宿泊施設は、宿泊料金について当該組合の組合員料金と同じ扱いとする相互利用が行われている。  <b>【対象共済組合】</b>  地方職員共済組合・警察共済組合・各都道府県市町村職員共済組合・東京都職員共済組合・都市職員共済組合連合会・指定都市職員共済組合・全国市町村職員共済組合・文部科学省共済組合・私立学校振興共済事業団</p>	

事 由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
施設利用割引		<b>【項目名】</b> ファミリーレクリエーション施設利用割引 <b>【事業内容】</b> 互助組合指定の施設で利用できる割引券を申込者に交付 <b>【割引額】</b> <b>【利用期間】</b> 別途通知 <b>【利用手続】</b>
保養施設借り上げ		<b>【項目名】</b> 海・山の家 <b>【事業内容】</b> シーズン契約を旅館と締結 <b>【利用期間】</b> 別途通知 <b>【利用手続】</b> 「海・山の家利用申込書」 別途、各所属所へ通知  <b>【項目名】</b> リゾートホテル「エクシブ」 <b>【事業内容】</b> 全国展開の会員制リゾートホテルと契約 <b>【利用期間】</b> 通年 <b>【利用手続】</b> 別途、各所属所へ通知 HPからも申込可
カルチャースクール		<b>【項目名】</b> カルチャースクール利用助成事業 <b>【事業内容】</b> 下記のカルチャースクール（文化教室）を受講されたときに助成 <b>【助成額】</b> 年度内1回3,000円 <b>【利用手続】</b> 別途通知 <b>【対象施設】</b> ・近鉄文化サロン 〔奈良店〕 奈良市西大寺東町2-4-1 ならファミリー別館1号館2階 TEL.0742-35-8161 〔橿原店〕 橿原市八木町3-65-11 近鉄百貨店橿原店7階 TEL.0744-25-5421
図書購入補助		<b>【項目名】</b> 図書購入補助 <b>【割引額】</b> <b>【利用期間】</b> 別途通知 <b>【利用手続】</b>
スポーツ観戦・観劇イベント		<b>【項目名】</b> スポーツ観戦・観劇イベント <b>【事業内容】</b> <b>【利用期間】</b> 別途通知 <b>【利用手続】</b>
スポーツ施設利用		<b>【項目名】</b> スポーツ施設利用割引事業 <b>【事業内容】</b> 各種施設の利用を割引 (P.44～P.45参照) <b>【利用手続】</b> 「申込書」（様式ファイル）
各種体育大会助成	<b>【項目名】</b> 各種体育大会助成 <b>【事業内容】</b> 組合員を対象として、県及び郡市町村単位で行われる各種体育大会に助成 <b>【補助額】</b> 年1回・組合員1人1回 <b>【利用手続】</b> 「体育奨励助成金交付申請書」 「大会要項」等関係書類 別途、各所属所へ4月通知	
インフルエンザ予防接種助成	<b>【項目名】</b> インフルエンザ予防接種助成 <b>【事業内容】</b> 組合員を対象として、インフルエンザ予防接種に対する助成 <b>【補助額】</b> 年度内1回1,000円まで <b>【利用手続】</b> 詳細は各所属所へ別途通知	<b>【項目名】</b> インフルエンザ予防接種助成 <b>【事業内容】</b> 共済組合と共催 <b>【利用手続】</b> 詳細は各所属所へ別途通知

事 由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
バック旅行 利用助成		<p><b>【項目名】</b> バック旅行利用助成</p> <p><b>【助成額】</b> バック旅行対象商品の5% (10円未満切り上げ)</p> <p><b>【利用手続】</b> JTB、近畿日本ツーリスト、 日本旅行、JALバック(海外)の バック旅行を互助組合へ申し込む</p> <p><b>【利用手続】</b> 互助組合HP・FAX・TEL</p>
バカンスクーポン	<p><b>【項目名】</b> バカンスクーポン</p> <p><b>【事業内容】</b> JR乗車券(運賃2割引)</p> <p><b>【利用条件】</b> 1.対象は組合員又はその被扶養者で 2名以上で利用すること。 2.公立共済直営施設又は各旅行会社 及び共済組合指定の施設に宿泊 すること。 3.往復で利用すること ・JR線を使用する指定地駅(出入口 駅)を目的地駅とした出発地 に戻る旅行で、片道又は往復 のいずれかで片道201km以上 利用すること。 4.上記条件を全て満たす場合、次の 割引が受けられます。 ・JR線の普通乗車券が2割引(但 し、東海道新幹線を一部区間 でも含んだJR線片道601km未 満の場合は全区間1割引) ・目的地が北海道・四国・九州い ずれかの場合は、片道に限り航 空機の利用可能 5.利用制限期間(割引対象外期間) 4/27～5/6・8/11～8/20・ 12/28～1/6</p> <p><b>【利用手続】</b> 「バカンスクーポン購入申込書」を 旅行会社へ提出しJR券を購入</p> <p>旅行会社 ・JTB 西日本 ・近畿日本ツーリスト ・日本旅行 ・東武トップツアーズ</p> <p>※申込書は共済組合保健福祉係へ 連絡又は奈良支部ホームページか らダウンロードしてください TEL.0742-27-9827</p>	

事 由	公立学校共済組合奈良支部	奈良県教職員互助組合
福祉保険制度に加入するとき	<b>【項目名】</b> 福祉保険制度 <b>【事業内容】</b> ・医療費支援制度 ・ファミリー年金 ・元気づくりサービスコース <b>【加入手続】</b> 毎年6月中旬に手続書類配布 <b>【問い合わせ】</b> お電話にておたずねください。 0120－778－599（制度全般） 0120－660－998（請求相談） 受付時間：月～金 10時～16時 （祝日、年末年始除く）	
「アイリスプラン」に加入するとき	<b>【項目名】</b> 公立学校共済組合アイリスプラン <b>【事業内容】</b> ・年金コース ・医療・日常事故コース <b>【問い合わせ】</b> 「申込手続き」加入希望者⇒福祉団体 お電話にておたずねください。 0120－491－294 （年金コース・医療・日常事故コース） 受付時間：月～金 10時～17時	
各種保険に加入するとき		<b>【項目名】</b> 団体扱保険 <b>【事業内容】</b> 毎月の給与から保険料を控除 <b>【利用手続】</b> 取り扱い保険会社へ連絡 （一覧表 P.46 参照）
グループ共済保険		<b>【項目名】</b> 奈教互グループ共済 <b>【事業内容】</b> 「グループ共済」 「ALPHA」 「入院基本型」 「リレー継続型(旧名称・退職後継続)」 「特定疾病型」 「先進・治療型」 「医療費支援制度」 「長期療養型」 「短期療養型」 「ケガ総合型」 <b>【利用手続】</b> 年2回募集（新規・更新） （毎年6月・10月） <b>【契約期間】</b> 10月1日～9月30日 2月1日～1月31日

## 公益文化事業（奈良県教職員互助組合）

奈良県教職員互助組合
<b>【事業内容】</b> ・えほん展なら ・絵本ギャラリー ・教職員展

## 共済組合の年金制度（公的年金制度）

組合員が、永年勤続して退職したときや在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに、老後の生活や残された家族の支えとして、共済組合が年金や一時金を支給する制度を長期給付といいます。

共済組合の長期給付には、「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」、「障害一時金」及び「遺族厚生年金」の4種類があります。また、国民年金の基礎年金には、「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」及び「遺族基礎年金」の3種類があります。

### 共済組合の長期給付（平成27年10月にすべての年金が厚生年金に統合されました）

区 分	種 別	内 容
退職給付	老 齢 厚 生 年 金	資格期間が10年以上ある者が、65歳に達したときに支給されます。
	特別支給の 老 齢 厚 生 年 金	65歳未満の者で、資格期間が10年以上ある者で、被保険者期間1年以上有し、60歳に達した月の翌月以降、65歳に達するまで支給されます。（p37参照）
	繰上げ支給の 老 齢 厚 生 年 金 （別個の給付の繰上げ） 平成25年4月から	①から⑤までの要件をすべて満たしている者が、繰上げ支給を希望するとき（繰上げ可能年数の制限あり）支給されます。 ①昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの生まれの者であること。 ②60歳以上特例支給開始年齢未満であること。 ③1年以上の被保険者期間を有すること。 ④資格期間が10年以上であること。 ⑤国民年金の任意加入被保険者でないこと。
	繰上げ支給の 老 齢 厚 生 年 金 （本来支給の繰上げ） 令和3年4月から	①から⑤までの要件をすべて満たしている者が、繰上げ支給を希望するとき（繰上げ可能年数の制限あり）支給されます。 ①昭和36年4月2日以降の生まれの者であること。 ②60歳以上65歳未満であること。 ③1年以上の被保険者期間を有すること。 ④資格期間が10年以上であること。 ⑤国民年金の任意加入被保険者でないこと。
障害給付	障 害 厚 生 年 金	組合員である間に初診日のある傷病により、障害が生じた場合、初診日から1年6か月経過後（認定日）の診断書により、共済組合が認定する障害等級1～3級に該当したとき、支給されます。 ※国民年金の保険料納付要件（3分の2又は直近の1年納付）が必要。
	障 害 一 時 金	組合員である間に公務によらない傷病により、退職時において一定の障害程度にあると認められた場合で、公的年金受給権を有していない時に支給されます。
遺族給付	遺 族 厚 生 年 金	組合員であった者が次のいずれかに該当した場合、その遺族に支給されます。 ①組合員が死亡したとき。 ②組合員であった間に初診日のある傷病により、当該初診日から5年以内に死亡したとき。 ③1・2級の障害厚生（障害共済）年金受給権者が死亡したとき。 ④資格期間等が25年以上ある者が死亡したとき。 ※①②については、国民年金の保険料納付要件（3分の2又は直近1年納付）が必要

## 国民年金の給付

老齢厚生年金などが支給される場合に、原則として併せて支給される国民年金法による基礎年金には、次の3種類の給付があります。

種 別	内 容
老 齢 基 礎 年 金	公的年金制度の加入期間が通算して10年以上である者が65歳に達したときに支給されます。
障 害 基 礎 年 金	障害認定日に障害等級の1級又は2級の障害の状態にある者に支給されます。
遺 族 基 礎 年 金	被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者の遺族（子のある配偶者又は子）に支給されます。

## 65歳未満(60～64歳)の特別支給の老齢厚生年金

### 支給要件

次の①から③までの要件をすべて満たしているときに支給されます。

- ① 1年以上の被保険者期間を有すること。
- ② 60歳以上65歳未満であること。
- ③ 資格期間が10年以上であること。

(注)

※昭和28年4月2日以降の生まれの者については、支給開始年齢が段階的に引き上げられます。

(注)「資格期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間をいいます。

- ・ 地方公務員共済組合の組合員期間
- ・ 国家公務員共済組合の組合員期間
- ・ 厚生年金保険の被保険者期間
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団の組合員期間 (旧私立学校教職員共済組合)
- ・ 農林漁業団体職員共済組合の組合員期間 (H14.4厚生年金保険の被保険者期間に統合)
- ・ 国民年金法に規定する保険料納付済期間 (免除期間含む)
- ・ 国民年金法に規定する合算対象期間

## 65歳からの老齢厚生年金

65歳になったときは、共済組合から「老齢厚生年金」が、また、国民年金から「老齢基礎年金」が支給されます。

老齢基礎年金は、65歳に達したときから支給されることになっており、老齢厚生年金も、原則として、65歳に達したときから支給されることになっていますが、一定の条件の下に65歳未満でも共済組合独自の給付として、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

なお、この特別支給の老齢厚生年金は、65歳に達すると「老齢基礎年金+老齢厚生年金」に切り替わります。

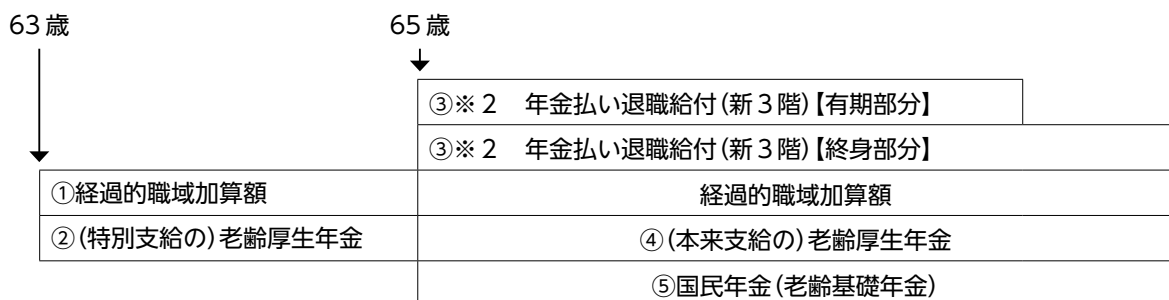
### 支給要件

次の①から③までの要件をすべて満たしているときに支給されます。

- ① 退職していること、又は在職中で被保険者期間が1年以上あること。
- ② 65歳に達していること。
- ③ 資格期間が10年以上であること。

(注)

## 老齢厚生年金 (老齢厚生年金)



[昭和33年4月2日生まれの場合]

- ①一元化前の共済組合員期間に応じて経過措置として支給されます。
- ②一元化前後の共済組合員期間に応じて支給されます。
- ③平成27年10月1日から設けられた新制度です。半分は有期部分(10年、20年、一時金)、半分は終身部分です。
- ④「特別支給の」老齢厚生年金は65歳以降「本来支給の」老齢厚生へ年金の種類が切り替わります。
- ⑤日本年金機構が支給する年金です。
- ⑥①～④は共済組合が支給する年金です。

# 特別支給の老齢厚生年金の仕組み

## 支給開始年齢の引上げ

平成12年の年金制度改正により、昭和28年4月2日以降生まれの者から昭和36年4月1日までの生まれの者は、給料比例部分（特別支給の老齢厚生年金）の支給開始年齢が61歳から64歳まで段階的に引き上げられます。

昭和36年4月2日以降の生まれの者からは、特別支給の老齢厚生年金支給がなくなります。

平成12年改正における措置（厚生年金相当分・職域年金相当部分の支給開始年齢引上げ）

○昭和28年4月2日～昭和30年4月1日の間に生まれた一般組合員	▽60歳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">特別支給の退職共済年金(特別支給の老齢厚生年金)</td> <td>老齢厚生年金</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">△61歳</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> </table> △65歳	特別支給の退職共済年金(特別支給の老齢厚生年金)	老齢厚生年金	△61歳	老齢基礎年金
特別支給の退職共済年金(特別支給の老齢厚生年金)	老齢厚生年金				
△61歳	老齢基礎年金				
○昭和30年4月2日～昭和32年4月1日の間に生まれた一般組合員	▽60歳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">特別支給の老齢厚生年金</td> <td>老齢厚生年金</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">△62歳</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> </table> △65歳	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	△62歳	老齢基礎年金
特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金				
△62歳	老齢基礎年金				
○昭和32年4月2日～昭和34年4月1日の間に生まれた一般組合員	▽60歳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">特別支給の老齢厚生年金</td> <td>老齢厚生年金</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">△63歳</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> </table> △65歳	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	△63歳	老齢基礎年金
特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金				
△63歳	老齢基礎年金				
○昭和34年4月2日～昭和36年4月1日の間に生まれた一般組合員	▽60歳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">特別支給の老齢厚生年金</td> <td>老齢厚生年金</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">△64歳</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> </table> △65歳	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	△64歳	老齢基礎年金
特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金				
△64歳	老齢基礎年金				
○昭和36年4月2日以後に生まれた一般組合員	▽60歳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">老齢厚生年金</td> <td>老齢厚生年金</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">老齢基礎年金</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> </table> △65歳	老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金
老齢厚生年金	老齢厚生年金				
老齢基礎年金	老齢基礎年金				

生年月日	特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日～	65歳

※昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者については、特別支給の老齢厚生年金の繰上げ支給措置が設けられている。

なお、「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢の引き上げに伴い、昭和36年4月2日以後に生まれた者についても、新たな減額率に基づく老齢厚生年金の繰上げ支給制度が設けられている。

## 在職中の受給権者に対する老齢厚生年金の一部支給

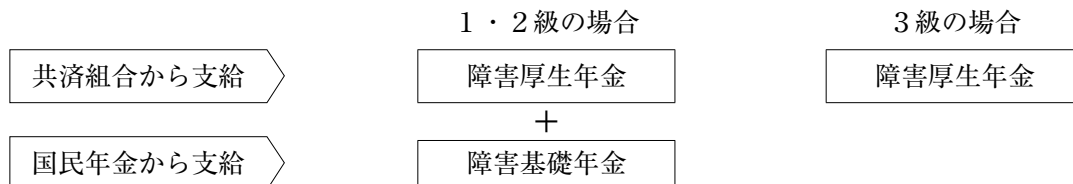
老齢厚生年金は、組合員であった者の生活を保障することを目的とする給付であるため、当該年金受給権者が、組合員として在職中である場合は、その支給は原則として停止されます。

しかし、受給権者が在職中（組合員である間）であっても、標準報酬月額及び直近1年間の期末手当等の額と年金額の高低に応じて、老齢厚生年金が一部支給される場合があります。

# 障害厚生年金

## 障害の状態になったときの年金及び一時金

組合員である間に初診日がある傷病により、障害等級が1～3級に該当する障害の状態になったときに支給されます。  
 なお、障害等級が1級または2級に該当する場合は、原則として、障害基礎年金も支給されます。  
 ※平成27年10月以降は「一元化法」により、平成27年10月前に決定した「障害共済年金」についても、組合員である間も給料との調整がなくなり厚生年金相当部分が支給されることとなります。  
 なお、傷病手当金については、障害厚生年金・障害基礎年金の支給により、調整されることとなります。



## 支給要件

障害厚生年金は、次のいずれかの要件に該当したとき支給されます。

- ① 組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日又はその前に傷病が治った場合は治った日）に障害等級が1級、2級又は3級の障害の程度に該当する障害の状態にあるとき。
  - ② 障害認定日に障害等級が1級から3級までの障害の程度に該当しなかった者が、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上の障害の程度に該当する障害の状態になったとき。
  - ③ 組合員である間に初診日のある傷病による障害とその他の傷病による障害とを併合して障害等級が1級又は2級の障害の状態となったとき。
  - ④ 初診日が属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料納付又は免除されていること。又は、初診日において65歳未満で、初診日の前々月までの1年間に未納期間がないこと。
- (注) ②の要件に該当するときは、その者の請求により、その障害の程度に応じて障害厚生年金が支給されます。  
 この制度はいわゆる事後重症制度とされています。

## 障害認定日の特例

下記傷病の現象については、特例としてそれぞれの日が障害認定日となりますので奈良支部まで報告ください。

### ○特例症例

初診日から1年6か月を経過する前に次の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日になります。

症例の現象	障害認定日
○ 上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
○ 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
○ 脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6か月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないこと認められる場合等に限る。
○ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した日
○ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
○ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
○ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
○ 人工透析療法を施行したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
○ 人工肛門、又は尿路変更術を施したもの	人工肛門、又は尿路変更術を施した日から起算して6か月を経過した日
○ 新膀胱	新膀胱を造設した日
○ 喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日
○ 在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日
○ 遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して6か月を経過した日以後

## 障害一時金

1. 支給要件……次のすべてを満たした場合、受給資格があります。
    - (1) 共済組合員である間に初診日のある公務外の傷病によって退職したとき。
    - (2) 障害厚生年金が、支給されない程度の一定の障害状態にあるとき。
- ※なお、退職の日に老齢厚生年金などの受給権者であるときは支給されません。



# 遺族厚生年金

## 支給要件

次のような場合遺族が受給できます。

- (1) 組合員が死亡したとき。
- (2) 組合員であった者が、退職後に組合員である間に初診日のある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- (3) 障害等級1・2級に該当する障害厚生年金の受給権者又は、旧障害年金（1級～3級）の受給権者が死亡したとき。
- (4) 資格期間が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき。

※ (1)・(2)については、国民年金の保険料納付要件（3分の2又は直近1年納付）が必要

## 遺族の定義と範囲

### (1) 遺族とは

組合員又は組合員であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた者をいいます。ただし、その者が、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる場合は、遺族に該当しません。

### (2) 遺族の範囲と順位

順位	1	2	3	4
範囲	配偶者・子	父母	孫	祖父母

(注) 1. 「配偶者」については、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

2. 「子」及び「孫」については、18歳に達する日の属する年度末までの間で配偶者のいない者とし、または、20歳未満の障害等級1・2級に該当する者で配偶者のいない者とする。

## 遺族厚生年金の支給停止

遺族厚生年金を受給する遺族が、夫、父母又は祖父母の場合は、組合員等の死亡当時の年齢が55歳未満の方は、該当しません。また60歳になるまで支給停止となります。

子を有しない30歳未満の場合、遺族厚生年金の支給が5年間で打ち切られます。

## 離婚時年金分割制度

### 平成19年4月から実施

離婚した場合に、当事者の合意又は家庭裁判所の決定があれば、厚生年金を分割することができます。

具体的には、婚姻期間中に納めた掛金の標準となった給料及び期末手当等の総額を分割（分割の上限は2分の1）し、分割後の給料及び期末手当等の額に基づいて計算された年金が、それぞれ（自身の年金受給権発生後）に支給されます。（平成19年4月以降に成立した離婚が対象になりますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象です。）

### 平成20年4月から実施

被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）を有する組合員が負担した掛金は、夫婦が共同して負担したものとみなし、離婚をしたときに、組合員の厚生年金の2分の1を、配偶者に分割することができます。

具体的には、国民年金第3号被保険者期間（平成20年4月以降の期間に限ります）に配偶者が納めた掛金の標準となった給料及び期末手当等の総額の2分の1を当時者の合意なしでも分割することができます。

『離婚時の年金分割制度』についての詳細は  
公立学校共済組合本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/>

# 退職届書

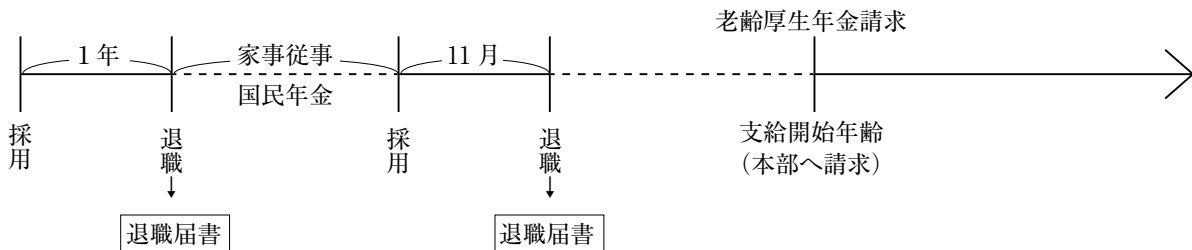
## 退職届書の提出

退職届書は、年金の受給権が発生していない方が退職するとき、将来の年金を請求するときに必要なデータを公立学校共済組合本部に登録するために提出していただくものです。

この届書が提出されない場合、将来、年金を請求する場合にその期間が、未登録であるため算出できないこととなりますので、必ず退職時に退職届書を提出していただくかなくてはなりません。

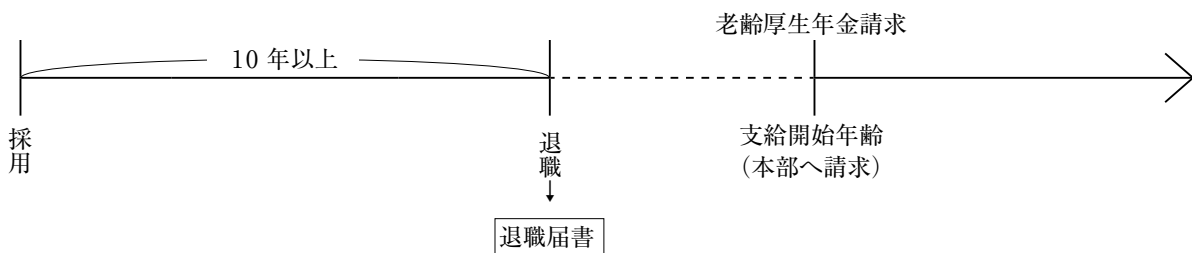
### 【退職届書の提出者】

- ①年金受給資格期間未満で退職した者（組合員期間1年未満の者を含む）

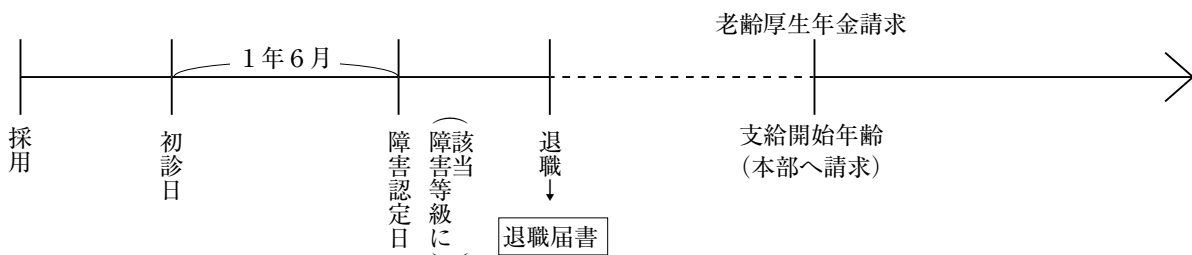


※1退職ごとに1退職届書の提出が必要です。

- ②年金受給資格期間（10年以上）を有しているが、支給開始年齢未満で退職した者



- ③在籍中に障害厚生年金の受給権を取得しているが、老齢厚生年金支給開始年齢未満で退職した者

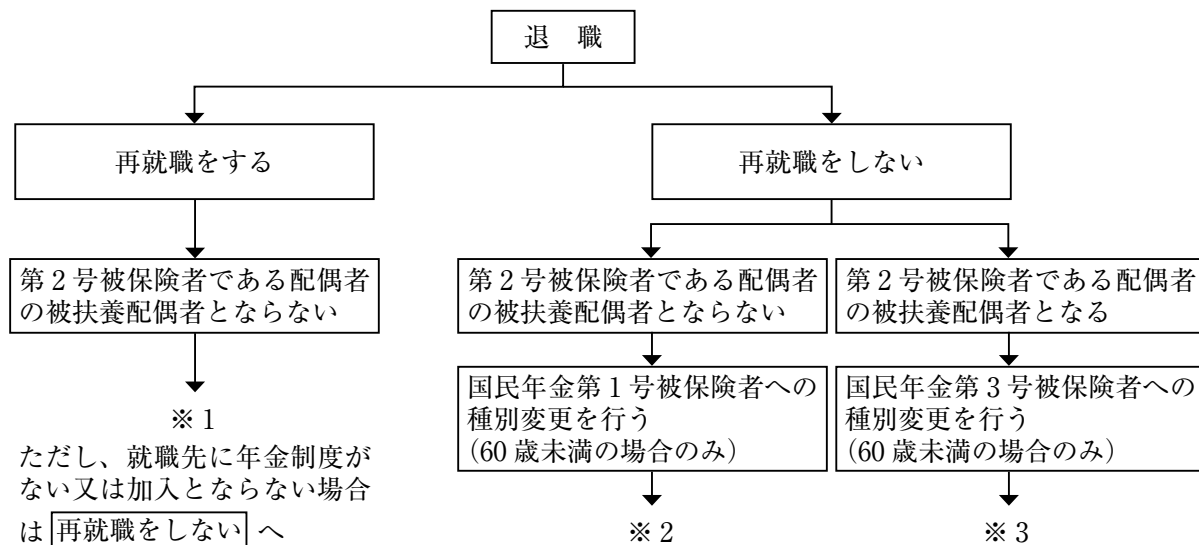


## 退職後は、必ず公的年金制度への加入が必要です

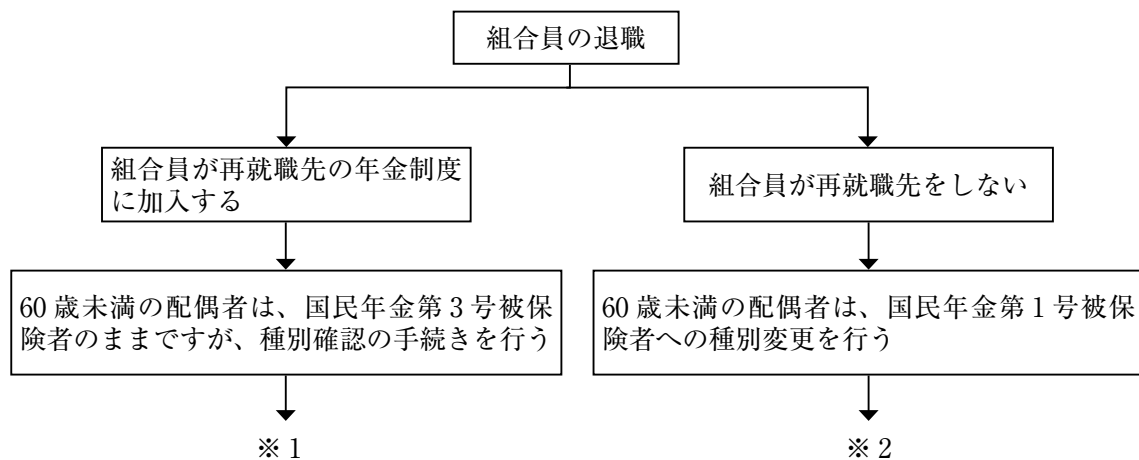
国民年金は、20歳から60歳までは強制加入となっていることから、60歳未満で退職したときは、国民年金の加入の手続きをしなければなりません。

なお、在職中に組合員が60歳未満の配偶者を扶養していた場合、その被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者でしたが、組合員の退職によって、被扶養配偶者も第3号被保険者の資格を喪失しますので、種別変更の届出が必要です。

### 【本人の年金制度】



### 【被扶養配偶者の年金制度】



※1 再就職先で手続きが必要

※2 お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で手続きが必要

※3 配偶者の就職先で手続きが必要

### 〔国民年金被保険者の種別〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、次の第2号及び第3号に該当しない者
第2号被保険者	公務員、会社員など共済組合の組合員や厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者のうち、20歳以上60歳未満の者

## 基礎年金番号

被用者年金や国民年金の公的年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が基礎年金番号として付番されます。この番号は加入制度を異動しても変わらない生涯不変の番号とされています。

基礎年金番号の導入によって、各制度を通じて加入記録を把握できることから年金相談や年金裁定が的確・迅速に行えることとなります。また、制度間での供給調整などの不徹底により生じていた年金の過払いの発生が防止できることとなります。

### 「基礎年金番号通知書」

平成9年度に勤務されていた所属所に配布しました。

再交付：ご本人が「年金事務所」に「基礎年金番号通知書」再交付申請を行ってください。

(再交付申請の際は、基礎年金番号が必要ですので、当共済組合へお問い合わせください。)

平成3年4月1日から、20歳以上の学生も強制適用の第1号被保険者となりましたので、手続きをされた方は、年金手帳（青色）が発行されています。

※学生の資格取得届は、実際に住んでいる場所が住民票地と異なる場合でも、住民票地の市町村役場に提出できることになっています。

#### (奈良県内の年金事務所)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
奈良年金事務所	〒630-8512 奈良市芝辻町4丁目9番地の4	0742 - 35 - 1370(代)	奈良市、大和郡山市、生駒市、生駒郡
大和高田年金事務所	〒635-8531 大和高田市幸町5番11号	0745 - 22 - 3531(代)	大和高田市、香芝市、葛城市、五條市、御所市、北葛城郡、吉野郡（桜井年金事務所管内の地域を除く）
桜井年金事務所	〒633-8501 桜井市大字谷88番地の1	0744 - 42 - 0033(代)	桜井市、山辺郡、高市郡、天理市、磯城郡、宇陀市、橿原市、宇陀郡、吉野郡のうち東吉野村

# 退職生業資金と積立年金事業（互助組合）

## 奈良県教職員互助組合

### ◎ 退職生業資金制度について

退職生業資金制度の凍結にともなう給付額は、組合員加入1年につき1万円が退職時に給付されます。

※給付の対象となる加入期間は、教職員互助組合加入時から平成9年3月31日までとなり、1年未満の期間は算入されません。



### 《参考》退職生業資金の凍結額

(平成9年4月1日凍結)

平成9年3月末までの加入期間 (年)	凍結額 (万円)
21	21
20	20
19	19
18	18
17	17
}	}
1	1

### ◎ 奈教互積立年金事業（積立年金制度）について

平成9年4月1日より新しく実施された事業で、定年等による退職後、公的年金（共済年金）支給開始までの「つなぎ年金」を補完することを目的としています。

〈積立金〉①組合員拠出金 毎月 1,000円  
 ②互助組合拠出金 毎月 1,000円  
 ③制度運用益 (未定)

〈年金の型〉10年確定年金  
 (個人年金保険料控除対象)

〈払込満了年齢〉原則として60歳

〈受取方法〉①「年金型受取」  
 ②「一時金受取」  
 ①②のうち、いずれか選択

※中途退職者は、「一時金受取」のみ

〈送付書類〉①残高通知 毎年7月  
 ②控除証明書 毎年10月

なお、積立期間によっては、「一時金受取」や「残高証明」には元本（払込保険料）割れが生じます。

# 「スポーツ施設利用割引」対象施設一覧

奈良県教職員互助組合

## ゴルフ場

(割引内容 利用割引券の発行(年2枚まで)・割引額 1枚につき1,500円)

No.	施設名	所在地・電話番号	申し込みと利用の方法
2	奈良名阪ゴルフクラブ (旧奈良OGMゴルフクラブ)	奈良市萩町 709 ☎ 0743-84-2003	1. 各自、互助組合員である旨を伝えて、直接施設へ申し込む。 2. 申込書(様式ファイルに記載)に、利用日を必ず記入し、互助組合へ持参または郵送する。 3. 利用券割引券を提出し、利用する。
3	吉野カントリークラブ	吉野郡大淀町馬佐 634 ☎ 0746-32-0361	
4	ムロウ 36 ゴルフクラブ 室生コース	宇陀市室生向測 2248 ☎ 0745-92-3600	
5	ムロウ 36 ゴルフクラブ 宝ヶ池コース		

## ゴルフ場

(割引内容 組合員証の提示による割引(無制限))

No.	施設名	組合員証の提示によるプレー料金	所在地・電話番号	申し込みと利用の方法
6	奈良カントリークラブ	利用料金・割引額については、シーズンにより変動がありますので、直接施設の方へお問い合わせください  18H プレー及びナイター9H プレーキャンペーン料金より更に500円割引 ※平日・土日ともに適用可 但し、オープンコンペ等一部対象外の場合もあります。	五條市今井町 1141 ☎ 0120-36-2391	1. プレー料金は、1ラウンドセルフプレー・フィで、組合員1人あたりの料金です。 ※ 季節により変動あり 2. 申込に際しては、奈良県教職員互助組合員であることを申し出てください。 3. 利用当日、互助組合員証をフロントに提示してください。 4. その他詳細は施設にお問い合わせください。
7	プレディアゴルフ		五條市阪合部新田町 441-1 ☎ 0120-39-2391	
8	ナバラゴルフクラブ 一本松コース		天理市山田町 888 ☎ 0743-68-6000	

# 「スポーツ施設利用割引」対象施設一覧

奈良県教職員互助組合

## スポーツジム (割引内容 法人会員契約料金での利用(無制限))

No.	施設名	申し込みと利用の方法
9	コ・ス・パ http://www.ogsports.co.jp/	1. ご希望の各店舗にて、組合員証または法人会員証作成依頼書(互助組合HPを参照ください)を提示し、入会手続きを行ってください。 2. 利用料金につきましては、各施設にお問い合わせください。
10	グンゼスポーツクラブ橿原 http://www.gunzesports.com./pc/club/kashihara/	
11	ソニアスポーツクラブ soniasports.com	
12	ライザップ	1. 互助組合のHPの専用サイトよりお申込みいただき、各店舗にて入会手続きを行ってください。 2. 利用料金につきましては、各施設にお問い合わせください。

その他、割引事業については、ハンドブック「ごじょナビ」または互助組合ウェブサイトをご参照ください。

## 築こうみんなのしあわせ

# 奈教互グループ共済制度

グループ共済  
ALPHA  
リレー継続型  
入院基本型  
特定疾病型  
長期療養型  
短期療養型  
ケガ総合型  
先進・治療型  
医療費支援制度

組合員本人・配偶者・子供

- ご死亡・高度障害のときの保障
- おケガ・ご病気のときの保障
- 三大疾病になられたときの保障
- 長期で就業障害になられた時の保障
- 携行品の損害・賠償責任などの補償
- ★さまざまなリスクに対応しています。
- ★詳しくはパンフレットございます。

安心は大きく  
負担はひかえめ

1年更新で剰余金があれば  
毎年配当金がございます！

過去3年間の配当実績  
グループ共済 約61%  
ALPHA 約42%  
入院基本型 約35%

**納得の理由 手頃な掛金できっちり保障！**

死亡保険金 500万円 病気入院 1日 5,000円  
ケガ入院 1日 5,350円 ケガ通院 1日 1,900円  
掛金は月額 約**3,900円** (40歳男性の場合)  
しかも、**1年に1回配当金あり！**

毎年5月～6月頃に担当者が  
各所属所に訪問いたします！

みなさまのためのオリジナルの保険です



# 団体扱契約保険業者一覧

奈良県教職員互助組合			
No.	会社名	電話番号	所在地
1	第一生命	0120-157-157	〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺田3-6-1 本町南ガーデンシティ 大阪団体事務課
2	ジブラルタ生命(旧スター生命)	095-818-7530	〒850-8525 長崎市出島町15-7 NK出島スクエアビル 収納サービスチーム 団体収納担当
3	明治安田生命	0742-26-2126	〒630-8241 奈良市高天町22-2
4	大樹生命(旧三井生命)	04-7162-3136	〒277-8755 千葉県柏市東上町8番18号
5	日本生命	0120-201-021	〒541-8501 大阪市中央区今橋3丁目5-12 契約管理部 職域サービスセンター
※	6 日本教育公務員弘済会奈良支部	0742-35-3301	〒630-8012 奈良市二条大路南1丁目2-11 第二松岡ビル7階
7	メットライフ生命	06-7711-4120	〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町3丁目6-1 本町南ガーデンシティ16F AG近畿北陸リージョナルオフィス
8	住友生命	06-6937-1169	〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35 収納サービス室団体グループ
9	朝日生命	0120-714-532	〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 収納ユニット 団体収納チーム
10	ジブラルタ生命(旧AIGエジソン生命)	095-818-2960	〒850-8525 長崎市出島町15-7 NK出島スクエアビル 収納サービスチーム 団体収納担当(旧E)
★	11 損害保険ジャパン	0742-34-9161	〒630-8115 奈良市大宮町6-2-8 奈良総合支社
12	奈教互グループ共済	0742-25-3020	(一財)奈良県教職員互助組合で取扱い
13	富国生命	0742-21-7080	〒630-8224 奈良市角振町6-1 奈良フコク生命ビル3F
★	14 三井住友海上火災	0744-23-8458	〒634-0078 橿原市八木町1-6-1 草楽ビル5F 橿原支社
15	アフラック(アメリカンファミリー)	0742-61-1511	〒630-8133 奈良市大安寺1丁目3-1 ナコー保険センター がん保険事業部
★	16 東京海上日動火災	0742-35-8500	〒630-8115 奈良市大宮町6丁目2-19 奈良支店
★	17 あいおいニッセイ同和損保	0742-23-1101	〒630-8225 奈良市西御門町2 服部ビル3F
18	SOMPO ひまわり生命	0742-36-8751	〒630-8115 奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービル2F
19	プルデンシャル生命	0120-810740	〒530-0003 大阪市北区堂島2-4-27 新藤田ビル2F
20	かんぽ生命	0742-35-1609	〒630-8799 奈良市大宮町5丁目3番3号
21	アニコム損害保険	0800-888-8256	〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー 39階

平成31年4月1日現在

★は、損害保険会社、その他は生命保険会社

※は、教育公務員弘済会のみ生・損保取扱い



# 物資あっせん指定店一覧

## 奈良県教職員互助組合

品目	会社名	電話番号	所在地
図書	ほるぷ関西	0742-81-8206	奈良市学園中4丁目540-10-403
	サワグライブラリー	0744-23-1836	橿原市葛本町491-5
石油(オイル)	オー・エイ・エス	0120-926-808	和歌山市島233-6
衣料	プラネ被服	0742-22-4287	奈良市水門町43
各種	奈交サービス	0742-24-8101	奈良市油阪町1-59
	大阪市学校用品株式会社	06-6971-9800	大阪市東成区神路3-4-13
皮革製品	中本商店	0745-72-2276	北葛城郡王寺町久度3-4-18
切花・鉢物等	日本総合園芸	0120-03-7438 0744-32-0687	磯城郡田原本町千代19-1
事務機器等	日本住宅設備	0743-63-3303	天理市守目堂町54-5
インテリア・寝装・寝具	東洋羽毛	075-322-0104	京都市右京区西京極畔勝町8
住宅販売	イムラ	0742-36-5515	奈良市三条大路3丁目2-7-1
	大和ハウス工業	06-6342-1374	大阪市北区梅田3丁目3番5号
	住友林業	06-6245-6842	大阪市中央区久宝寺町3-1-6 ミッドキューブ3階
	パナソニックホームズ	06-6834-3867	豊中市新千里西町1丁目1番4号
	ミサワホーム近畿	06-6341-1361	大阪市北区堂島2丁目2番2号
	セキスイハイム近畿	0742-50-1010	奈良市西九条町4-3-1 奈良支店
	積水ハウス	06-6440-3402	大阪市北区大淀中1丁目1番88号 梅田スカイビル タワーイースト19階
	近鉄不動産	0120-985-703	大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号 上本町 YUFURA
	旭化成ホームズ	06-7669-8779	大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー11階
	サンヨーホームズ	06-6578-3471	大阪市西区西本町1丁目4番1号

◎指定業者は名札をつけています。

☆物資貸付の利息は月利0.13%で、元利均等償還です。(P.25参照)

# 公立学校共済組合直営宿泊・保養施設一覧

奈良宿泊所以外は所属所において利用前に利用券の発行を受けてください。(助成額一泊2,000円)(P.31参照)

## 公立学校共済組合奈良支部

No.	所在県名	施設名	所在地	TEL	観光名所等
1	北海道	ホテルライフオート札幌	〒064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目	011-521-5211	中島公園
2	岩手	サンセール盛岡	〒020-0883 盛岡市志家町1-10	019-651-3322	陸中海岸国立公園
3	宮城	ホテル白萩	〒980-0012 仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411	大崎八幡宮
4		たまつくりぞう 玉造荘	〒989-6711 大崎市鳴子温泉字川渡62	0229-84-7330	岩出山有備館
5	福島	あづま荘	〒960-0201 福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381	猪苗代湖
6	茨城	ホテルレイクビュー水戸	〒310-0015 水戸市宮町1-6-1	029-224-2727	偕楽園・大洗海岸
7	埼玉	ホテルプリランテ武蔵野	〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555	さいたまスーパーアリーナ
8	千葉	ホテルポートプラザちば	〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211	幕張メッセ・海ほたる
9	神奈川	ひめしやら	〒250-0631 足柄下郡箱根町仙石原1245	0460-84-7100	芦ノ湖・大涌谷
10	長野	ホテル信濃路	〒380-0936 長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212	善光寺・志賀高原
11		みやま荘	〒390-0303 松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547	上高地・松本城
12	富山	パレプラン高志会館 <small>こしかいかん</small>	〒930-0018 富山市千歳町1-3-1	076-441-2255	黒部峡谷・立山連峰
13		立山高原ホテル	〒930-1413 中部山岳国立公園立山天狗平	076-463-1014	営業4月下旬～ 11月上旬
14	岐阜	ホテルグランヴェール岐山 <small>ぎざん</small>	〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111	白川郷・長良川鯉飼
15	愛知	ホテルルブラ王山 <small>おうざん</small>	〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3105	名古屋城 ・東山動植物園
16		がまこおりぞう 蒲郡荘	〒443-0034 蒲郡市港町21-4	0533-68-2188	豊川稲荷 ・竹島水族館
17	三重	プラザ洞津 <small>どうしん</small>	〒514-0042 津市新町1-6-28	059-227-3291	伊勢神宮・二見浦
18	京都	ホテルルビノ京都堀川	〒602-8056 京都市上京区東堀川通 下長者町下ル3-7	075-432-6161	京都御所・清水寺
19		花のいえ	〒616-8382 京都市右京区嵯峨天竜寺角倉町9	075-861-1545	太秦映画村・嵐山
20	大阪	ホテルアウィーナ大阪	〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441	海遊館・大阪城
21	兵庫	ホテル北野プラザ六甲荘	〒650-0002 神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451	異人館 ・明石海峡大橋
22	奈良	ホテルリガール春日野	〒630-8113 奈良市法連町757-2	0742-22-6021	奈良公園・吉野山
23	和歌山	ホテルアパローム紀の国	〒640-8262 和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200	アドベンチャーワールド マリーナシティ・和歌山城
24	鳥取	はくとかいかん 白兔会館	〒680-0833 鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021	取砂丘・浦富海岸

# 公立学校共済組合直営宿泊・保養施設一覧

奈良宿泊所以外は所属所において利用前に利用券の発行を受けてください。(助成額一泊 2,000 円) (P.31 参照)

## 公立学校共済組合奈良支部

No.	所在県名	施設名	所在地	TEL	観光名所等
25	島根	サンラポーむらくも	〒690-0887 松江市殿町369	0852-21-2670	雲大社・穴道湖
26	岡山	ピュアリテイまきび	〒700-0907 岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511	大原美術館・岡山城
27	山口	セントコア山口	〒753-0056 山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811	秋芳洞・萩
28	愛媛	にぎたつ会館	〒790-0858 松山市道後姫塚118-2	089-941-3939	瀬戸内しまなみ海道
29	高知	高知会館	〒780-0870 高知市本町5-6-42	088-823-7123	高知城・桂浜
30	福岡	福岡リーセントホテル	〒812-0053 福岡市東区箱崎2-52-1	0120-80-7741	太宰宇天満宮
31		小倉リーセントホテル	〒803-0811 北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673	門司港レトロ地区
32	佐賀	グランデはがくれ	〒840-0815 佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212	吉野ヶ里歴史公園
33	長崎	ホテルセントヒル長崎	〒850-0052 長崎市筑後町4-10	095-822-2251	ハウステンボス・軍艦島
34	熊本	水前寺共済会館 グレースシア	〒862-0950 熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281	熊本城・水前寺公園
35	大分	ほうせんそう 豊泉荘	〒874-0902 別府市青山町5-73	0977-23-4281	湯布院・地獄めぐり
36	鹿児島	ホテルウエルビューかごしま	〒890-0062 鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838	桜島・屋久島縄文杉

### 公立共済 やすらぎの宿

インターネットで24時間検索・宿泊予約ができます。会員登録は無料。

ホームページ：<http://www.kourituyasuragi.jp/>

：公立共済やすらぎの宿

## こころの相談室のご案内

- 相談対象者 組合員及び組合員と同居する家族
- 委託先 NPO法人 大学院連合メンタルヘルスセンター（臨床心理士が対応）
- 相談日時 実施は下記のとおりです

日 程	時 間	予約期日	担当相談員
水曜日（第1週～第4週）	14:00～17:00	前日まで	第1・3週 堀典子 第2・4週 清瀬一智
土曜日（第1週のみ）	9:00～12:00	1週間前まで	武村 美幸

- 会場 帝塚山大学 学園前キャンパス 18号館内（奈良市学園南3-1-3、学園前駅すぐ）
- ご予約方法 Eメールのみの受付となります。  
予約専用Eメール：[soudan@mental-health-center.jp](mailto:soudan@mental-health-center.jp)

### 【予約～ご予約完了までの流れ】

- ①メールに「公立学校共済組合奈良支部組合員」「お名前」「連絡のとれる電話番号」「ご希望日」をご記入ください。（※日時の調整をお願いする場合がありますので、ご了承ください。）
- ②予約メール後1両日中（土日祝を除く）に、お返事を差し上げます。

### 【ご注意！】

携帯電話からメールを送受信される方は、迷惑フィルタに影響される場合がありますので、「[soudan@mental-health-center.jp](mailto:soudan@mental-health-center.jp)」からのメッセージ受信を許可しておいてください。

### ■ キャンセルについて

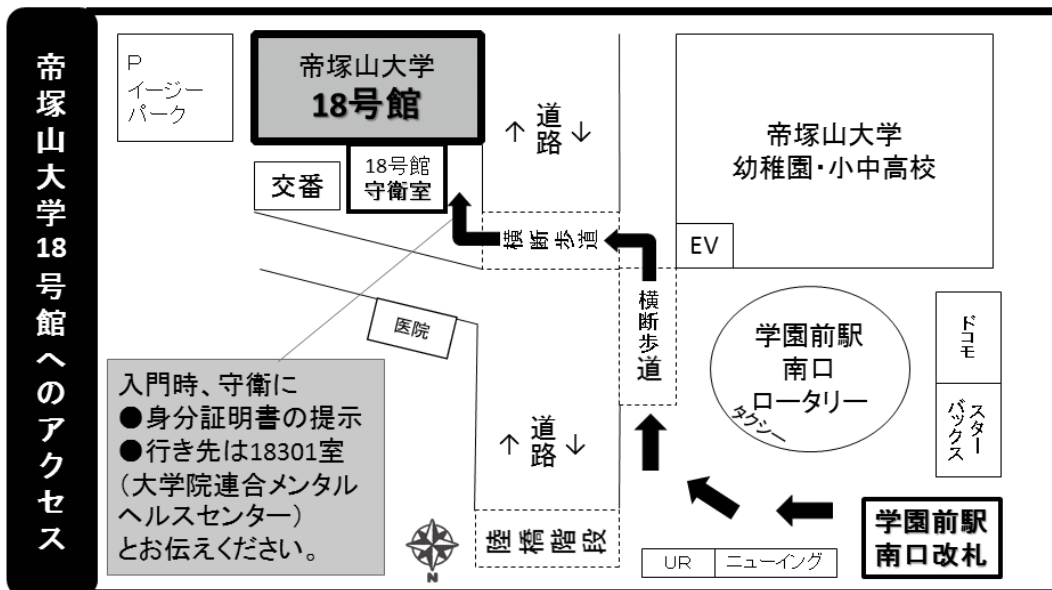
やむを得ずキャンセルされる場合は、予約専用Eメールに出来るだけ早くご連絡ください。急なお問い合わせ・ご連絡は下記にお願いします。

大学院連合メンタルヘルスセンターオフィス：TEL 06-6755-4458（月・水・金 12時～16時）

### 会場へのアクセス

下記をご参照ください。詳細は、予約完了時にご連絡いたします。

※入構時、保安の観点から顔写真入りの身分証明書（免許証等）の提示を、守衛係員よりお願いする場合がありますので、ご了承ください。



# メンタルサポート（こころの健康相談）事業を実施しています

【カウンセリング（面接相談）1回の相談時間は約1時間で5回まで】

## こんな症状はありませんか？

- 外出したくない。
- 人前に出るのが怖い。
- ゆうつで気分がすぐれない。
- 夜眠れない、夜中や早朝に目が覚める。
- 病院の検査では異常がないのに体調が優れない、食欲がない。
- 意欲がなく何をするのも億劫である。
- 不安でたまらない。

守秘義務にのっとりプライバシー保護を厳守していますので、安心してご相談ください。

※利用対象者	公立学校共済組合奈良支部組合員及び同居の家族
※相談場所	五条山病院（医療法人財団北林厚生会五条山病院） （奈良市六条西4-6-3）
※相談日	原則毎週土曜日午前中 ただし、春・夏・冬期休業中は木・金・土曜日午前中 （5/1・8/15・12/30～1/3を除く）

## － 利用方法 －

- ① 下記へお電話ください。
- ② 公立学校共済組合奈良支部組合員であることを伝えてください。
- ③ 相談者の住所・氏名・年齢・連絡先電話番号を伝えて面接の日時を予約してください。
- ④ 面接予約の日時に相談に行ってください。

※その際、組合員証をお持ちください。

※症状によっては医師の判断により治療に移行する場合があります。（この場合は健康保険による治療となり、治療費の自己負担額が発生します。また、別の医療機関への紹介も行います。）

※2回目以降の予約日時は、心理士と当日、直接決めてください。

※5回まで（無料）

※カウンセリングは専門の臨床心理士が行います。

● 面接相談予約受付時間 9:00～17:00

（日曜日、祝祭日、5/1・8/15・12/30～1/3を除く）

面接相談予約受付電話

**0742-44-2411**  
五条山病院 地域医療連携室

お問い合わせ先：公立学校共済組合奈良支部 保健福祉係 TEL.0742-27-9827

# 組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける 健康相談事業

公立学校共済組合

悩みごと・心配ごとは抱え込まずに、まず相談

## 教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

通話料  
無料

24時間 やさしく  
0120-24-8349

- 一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
- 利用時間 1回20分程度

## 女性医師電話相談

NEW

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。（予約制）

通話料  
無料

女性医師 24時間 やさしく  
0120-215-579

- 月～土曜日 10:00～21:00  
(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

## Web相談(こころの相談)

NEW

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために  
Web上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL

<https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 783269

- 臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

## 介護電話相談

NEW

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

通話料  
無料

介護 24時間 やさしく  
0120-515-579

- 月～金曜日 10:00～16:00  
(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度

## 電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料  
無料

悩み 24時間 やさしく  
0120-783-269

プライバシーは厳守されます。  
安心してご利用ください。

電話  
相談

月～土曜日 10:00～22:00  
(祝日・年末年始を除く)  
○利用時間 1回20分程度

面談  
相談

月～土曜日 10:00～20:00  
(祝日・年末年始を除く)  
○利用時間 1回50分程度  
○面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料  
○面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

携帯電話・PHSからもご利用できます(通話料無料)

詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内

# 公立学校共済組合 近畿中央病院

(人間ドック・健診施設機能評価認定第 76 号)

～職場や地域の皆様との心のふれあいを大切に、優れた医療を提供します～

## ■診療科目

内科(呼吸器・内分泌・腎臓・消化器・免疫)、循環器内科、神経内科、精神科(心療内科)、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科

## ■診療センター

健康管理センター、呼吸器センター、地域医療福祉センター、生活習慣病センター、遺伝子診療センター、内視鏡センター、メンタルヘルスケアセンター、リハビリテーション室、人工透析室



## ■組合員の特典(抜粋)

様々な優遇制度があります。

- 初診時にかかる特別料金が免除
- 以下の費用が半額
  - ・室料差額【個室：7,236 円～ 20,520 円(税込)】
  - ・産科入院時の分娩料、分娩介助料、流産介助料  
(投薬、検査など保険点数に準じた自費については、一般の1割引きになるものもあります。)
  - ・診断書・証明書等の文書料
- 一部自費診療が一般の1割引になります。(体外受精・不妊相談・化学的しみ取り等)
- 入院・退院時の交通費を支給します。(共済組合規定により所要交通費の 50%)
- 人間ドックを受診される場合交通費が支給されます。(共済組合規定により所要交通費の 90%)
- 各種相談
  - ・メンタルヘルス相談(心療内科-無料)
  - ・セカンド・オピニオン相談(各診療科-無料)

## ■特定健康診査・特定保健指導

近畿中央病院健康管理センターでは、奈良支部人間ドック事業において「特定健診」を兼ねることができる人間ドックメニューを実施しています。また、被扶養者、任意継続組合員の方へ特定健康診査も実施しています。健診の結果特定保健指導の対象となった人は、受診日当日に保健師、管理栄養士、健康運動指導士による「特定保健指導」を受診していただくことができます。組合員及び被扶養者の皆様の「健康的な生活づくり」にお役立てください。

高齢者の医療費の確保に関する法律により、平成 20 年度からメタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」及び、健診結果に基づき生活習慣病改善のための「特定保健指導」の実施が共済組合など医療保険者に義務づけられました。

## ■交通案内

阪急神戸線「塚口駅」下車、北口改札より伊丹市営バスで約 10 分  
(近畿中央病院経由線に乗車、近畿中央病院前下車)



公立学校共済組合 近畿中央病院

〒664-8533 兵庫県伊丹市車塚3丁目1番地

TEL 072-781-3712(代表)

<http://www.kich.itami.hyogo.jp>

# ホテル リガーレ春日野インフォメーション

## ☆宿 泊

チェックイン … 16:00 ~  
 チェックアウト … 10:00  
 門限 …………… 24:00  
 ※ ご夕食 …………… 18:00 ~ 21:00  
 料金 3,630円・4,840円  
 6,050円  
 ※ ご朝食 …………… 7:00 ~ 9:00  
 料金 1,210円

○年末年始は、料金が異なります。

※宿泊利用料金 ○表示料金は、奉税込の価格です。

	定員	シングル	ダブル	ツインA	ツインB	和風モダン	トリプル	和洋室	和室
組合員料金	1名	7,139	8,712	8,712	9,075	9,680	10,164	11,979	13,068
	2名		6,655	6,655	6,897	8,349	8,712	10,043	11,253
	3名					6,897	7,260	8,228	9,438
	4名							6,292	7,502
	5名							5,687	5,687

◇セミダブルベッドでの2名利用は、2,420円追加 ※シングル・ツインルームは、セミダブルベッドを使用しております。  
 ◇小学生のお客様で添い寝でない場合は大人料金の半額  
 ◇小学生のお客様で添い寝の場合は1,815円  
 ◇幼児（6歳以下）の添い寝の場合は無料  
 ◇組合員及び被扶養者の方の宿泊利用には、1泊につき3,000円の利用補助がございます。  
 チェックインの際に組合員証をご提示ください。

## ☆会議・宴会

ご予約・お問合せ…9:00 ~ 19:00

特典……………県内組合をもって構成する組織・団体(私的なグループは除く)が主催する会合利用で、利用人員が30人以上かつ毎月1日以上定期的に利用する会合の場合、室利用料を50%引き。

会場名	タイプ	面積	収容人員		※時間区分(組合員料金)		
			会議	宴会	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00
飛鳥(全室)	洋	252㎡	186	168	42,471	49,247	54,571
飛鳥(分割)	洋	118/123㎡	80	80	17,303	19,965	22,627
天 平	洋	124㎡	84	80	18,513	22,627	23,837
吉野/畝傍	洋	160/162㎡	96	93	22,627	26,499	29,161
山吹/すずらん/まどり	洋	54/54/55㎡	30	30	9,317	10,527	11,979
高 砂	洋	40㎡	22	16	3,993	5,203	6,050

会場名	タイプ	面積	収容人員
佐保路	和	30畳	34
秋篠/山の辺	和	27畳	32
楓	和	15畳	12

### ご宴会料理(奉税込)

会席料理……………5,500円~  
 法事会席……………6,500円~  
 結納会席……………6,500円~  
 鍋料理……………4,500円~  
 ビュッフェ……………4,500円~

### ご会合料理(奉税込)

幕の内弁当……………1,500円~  
 ランチ……………1,500円~

### ☆お食事補助券のお知らせ

奈良支部組合員の皆様、会食でホテルリガーレ春日野をご利用(4,000円以上)になられる際、奈良支部より利用料金の一部補助が受けられます。

#### (利用期間)

2020年6月1日(月) ~ 2021年3月31日(水)  
 ○9月15日(火)は、設備点検の為全館休館致します。  
 ○レストラン休業日 年末年始12月28日(月) ~ 1月2日(土)  
 「お食事補助券」は5月中に勤務先にお届けしています。

**見本 お食事補助券**  
 Support Ticket  
サブ・チケット

利用期間 2020年6月1日(月) ~ 2021年3月31日(水)  
※9月15日(火)は、設備点検の為全館休館致します。

補助額 **2,000円**

所 属 所 名 \_\_\_\_\_ (〒500-0000)

氏 名 \_\_\_\_\_

公立学校共済組合員証番号 \_\_\_\_\_

利用年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

Hotel Ligare Kasugano  
TEL 0742-22-6021

## ☆婚 礼

ご予約・お問合せ……………9:00 ~ 19:00

特典1……………奈良支部組合員の場合は、右表のとおり利用補助がございます。(但し、1組に対して上限300,000円)

特典2……………右表の方のご婚礼利用にはホテルリガーレ春日野より婚礼料理の5%を割引させていただきます。

**2020年リガーレウエディングプラン**  
 30名様 750,000円(奉税込)  
 お一人様追加17,500円

ホテルリガーレ春日野婚礼利用に対する補助額一覧(1組に対する補助:上限300,000円)

	補 助 額	
	施設利用額70万円未満	施設利用額70万円以上
新郎新婦ともに奈良支部組合員	100,000円×2名分 200,000円	150,000円×2名分 300,000円
新郎または新婦が奈良支部組合員と奈良支部組合員の子	100,000円×2名分 200,000円	150,000円×2名分 300,000円
新郎または新婦が奈良支部組合員	100,000円×1名分 100,000円	150,000円×1名分 150,000円
新郎新婦ともに奈良支部組合員の子	100,000円×2名分 200,000円	150,000円×2名分 300,000円
新郎または新婦が奈良支部組合員の子	100,000円×1名分 100,000円	150,000円×1名分 150,000円

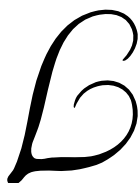
☆喫 茶 … 9:00 ~ 18:00

☆レストラン … 11:30 ~ 14:00

### メニュー

和食御膳……………1,000円~  
 洋食ランチ……………1,000円~

○組合員(同伴のご家族)の皆様が、1,000円(税込)以上のレストランメニューで、1回につき500円補助が受けられます。



公立学校共済組合奈良宿所

# Hotel Ligare Kasugano

ホテル リガーレ春日野

〒630-8113 奈良市法蓮町757-2

ご予約・お問合せは **TEL 0742-22-6021**

<https://ligare-kasugano.jp> E-mail: info@ligare-kasugano.jp



# 共済組合の個人情報保護の取扱いについて

## 共済組合の個人情報保護の取扱いについてお知らせします。

平成 17 年 4 月から、個人情報保護法が全面施行され、公立学校共済組合も個人情報取扱事業者となり、この法律が適用されます。

事業者である共済組合は、この法律により、個人情報の利用目的の特定・制限・公表、適切な取得、安全管理、第三者への提供の制限などが義務づけられます。

共済組合奈良支部では、個人情報保護法の適用を契機に、個人情報の保護について、一層厳正に取扱い、組合員の皆さんにも、個人情報保護についての認識を深めていただきたいと思います。

### 個人情報の利用目的について

共済組合の組合員や被扶養者の氏名、生年月日、住所等の情報について、資格取得届及び被扶養者認定申告書により届け出ていただいています。これらの個人情報は、共済組合の長期・短期の給付や掛金の管理、人間ドック等の保健事業や貸付事業を行うために必要なものであり、適正な管理に努めています。

共済組合が保有する個人情報については、組合員の求めに応じて開示します。個人情報の訂正・開示方法については共済組合奈良支部にお問い合わせください。

### 互助団体への情報の提供について

個人情報保護法では、個人情報の保有事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないことになっています。共済組合の場合、原則としてその情報を第三者に提供することはありませんが、互助団体に対しては共済組合員である互助団体員に対する給付を円滑に進めるために、共済組合員や被扶養者の氏名・性別・生年月日等の情報、医療機関からの診療年月、診療点数の給付及びその他の給付の情報等の必要な情報を限定して提供しています。

これらの情報についても、本人の同意を得ることが求められています。互助団体への個人情報の提供について、共済組合奈良支部としては目的及び個人情報の内容、提供先、提供方法を広報誌等で明らかにすることにより、引き続きその情報を提供したいと考えています。今後、互助団体への個人情報の提供を希望されない場合は、所属所を通じて奈良支部に申し出てください。その場合、互助団体への給付金等の申請は各自で行っていただくことになります。

### 互助団体への提供の目的

互助団体からの医療給付等を組合員本人からの申請によらず、共済組合の情報を提供することにより互助団体の給付を円滑に行うためです。

### 提供している情報

組合員に関する情報	所属所番号、所属所名、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、住所、組合員資格取得・喪失年月日
被扶養者に関する情報	氏名、続柄、性別、生年月日、認定・取消年月日
給付に関する情報	家族療養給付、出産費（本人、家族）、埋葬料（本人、家族）、災害見舞金、レセプト情報
給付金の振込口座に関する情報	銀行名、支店名、預金種別、口座番号



毎月11日は  
「人権を確かめあう日」